



2025年6月10日

各 位

会 社 名 東京コスモス電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 美樹  
(コード：6772 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 久保田 純  
(TEL. 046-253-2111)

**Bourns Japan Holdings LLCによる当社株式に対する  
公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、Bourns Japan Holdings LLC（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、当社の2025年5月1日付「株主提案に関する書面受領のお知らせ」によれば、一定の大株主らから当社の2025年6月24日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）につき取締役選任に関する株主提案が提出されていることに照らすと、本定時株主総会が当社の株主の皆様にとって当社の経営方針及び経営の受託者を決定する重要な場となるものと予想しているとのことです。この点を踏まえ、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として本取引を実施する予定であることを本定時株主総会までに公表し、本取引を本定時株主総会の議案に関する重要なテーマの一つとして提示することで、当社の株主の皆様が今後の当社の経営方針及び経営の受託者を判断するための材料を提供することが、当社の株主の皆様にとって有益であると考えているとのことです。また、本定時株主総会には、剰余金の配当議案が付議される予定であるところ（当社の2025年5月12日付の「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。）、当社の株主による修正動議によって剰余金の配当金額の増額が決議される可能性があるため、公開買付者は、本定時株主総会后にそこで決議された剰余金の配当金額を確認し、それに応じて本公開買付けの1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を決定しない限り、本公開買付けを開始することはできないと判断したとのことです。以上より、本日、本公開買付けの開始予定の公表に至ったとのことです。

その上で、公開買付者は、公開買付者が本日付で当社との間で締結した公開買付け契約（Tender Offer Agreement、以下「本公開買付け契約」といいます。本公開買付け契約の詳細は、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付け契約」をご参照ください。）に基づき、本前提条件（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)

意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に定義します。以下同じです。)が充足され又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しているとのことです。

本日現在、当社は、本定時株主総会を 2025 年 6 月 24 日に開催する予定であり、公開買付者は、本定時株主総会が 2025 年 6 月 4 日に開催され、本前提条件が充足された場合には、本定時株主総会后、2025 年 6 月 30 日（予定）に本公開買付けを開始することを予定しているとのことです。なお、本公開買付け開始の見込み時期は変更となる可能性があるものの、公開買付者に本公開買付けの開始予定を撤回する、又は、本公開買付けの開始後に本公開買付けを撤回する意向は現時点ではないとのことです。本公開買付け開始の見込み時期が変更となった場合は、速やかにお知らせするとのことです。

このため、当社は、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載のとおり、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者からの提案並びに検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。)に対して、本特別委員会が当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。本日現在、公開買付者及び Bourns グループは、当社株式を所有していないとのことです。

## 1. 公開買付者の概要

公開買付者の概要は、下表のとおりです。

①	名称	Bourns Japan Holdings LLC
②	所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン、リトルフォールズドライブ CSC251
③	代表者の役割・氏名	管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト
④	事業内容	当社の株券等を取得及び所有すること
⑤	資本金	1,000 米ドル（本日現在）（注 1）

⑥	設立年月日	2025年5月16日	
⑦	大株主及び持株比率 (2025年5月16日現在)	Bourns, Inc.	100.0%
⑧	上場会社と公開買付者の関係		
⑨	資本関係	該当事項はありません。	
⑩	人的関係	該当事項はありません。	
⑪	取引関係	当社は公開買付者の完全親会社である Bourns 社から、23 百万円 (2022 年事業年度)、4 百万円 (2023 年事業年度)、11 百万円 (2024 年事業年度) の可変抵抗器を購入し、当社の日本国内の顧客に販売しております。	
⑫	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注1) 約 144,900 円 (なお、米ドルから日本円への換算は、2025 年 6 月 9 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の為替レートの仲値である 1 米ドル=144.90 円にて計算しております。)

## 2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、8,075 円 (以下「本公開買付価格」といいます。)

## 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

公開買付者は、当社の 2025 年 5 月 1 日付「株主提案に関する書面受領のお知らせ」によれば、本定時株主総会につき取締役選任に関する株主提案が提出されていることに照らすと、本定時株主総会が当社の株主の皆様にとって当社の経営方針及び経営の受託者を決定する重要な場となるものと予想しているとのことです。この点を踏まえ、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として本取引を実施する予定であることを本定時株主総会までに公表し、本取引を本定時株主総会の議案に関する重要なテーマの一つとして提示することで、当社の株主の皆様が今後の当社の経営方針及び経営の受託者を判断するための材料を提供することが、当社の株主の皆様にとって有益であると考えているとのことです。また、本定時株主総会には、剰余金の配当議案が付議される予定であるところ(2025 年 5 月 12 日付の当社の「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。)、当社の株主による修正動議によって剰余金の配当金額の増額が決議される可能性があるた

め、公開買付者は、本定時株主総会後にそこで決議された剰余金の配当金額を確認し、それに応じて本公開買付価格を決定しない限り、本公開買付けを開始することはできないと判断したとのことです。以上より、公開買付者は、本日、本公開買付けの開始予定の公表に至ったとのことです。

このような事情を踏まえ、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した本特別委員会に対して、本答申書（下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」において定義します。以下同じです。）の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の方法により決議されております。

## (2) 意見の根拠及び理由

「(2) 意見の根拠及び理由」の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

### ① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日付で、当社との間で、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しております。公開買付者は、本公開買付契約に基づき、以下の(i)から(v)の前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足され又は公開買付者により放棄された場合、本取引の一環として、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）に対する本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

- (i) 当社取締役会により、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議（以下「本賛同決議」といいます。）がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと
- (ii) 本特別委員会において、当社取締役会が本賛同決議をすべき旨の適法かつ有効な答申が行われており、かつ、当該答申が当社のプレスリリースを通じて公表され、かつ、撤回又は変更されていないこと

- (iii) 当社において、本定時株主総会が開催され終結したこと
- (iv) 本公開買付け又はその応募を制限若しくは、禁止し、又はこれが法令に違反する旨の司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その判断等がなされる合理的なおそれもないこと
- (v) 本公開買付契約に基づき当社が履行又は遵守すべき義務（注2）が重要な点において全て履行又は遵守されていること
- (vi) 本公開買付契約に定める当社による表明及び保証（注3）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること
- (vii) 公開買付者が、本公開買付けに応募された当社株式の全てを取得するために適用される法令上必要な許認可等（注4）を全て取得できないことが合理的に見込まれないこと
- (viii) 当社に係る未公表の重要事実等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第166条第2項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第4項に従い公表されているものを除きます。）及び同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。）が存在しないこと
- (ix) 本公開買付けに係る公開買付届出書に記載された本公開買付けの撤回事由に該当する事象が発生していないこと
- (x) 本公開買付契約締結日以降、当社の事業、資産、負債、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又は将来の収益計画若しくは見通しに対する重大な悪影響を及ぼす、又は、及ぼす可能性があるとして合理的に予想される変化、事由又は事象が生じていないこと

（注2）本公開買付契約に基づく当社の義務の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

（注3）本公開買付契約に基づく当社による表明及び保証の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

（注4）本日現在、本公開買付けの実施に伴い公開買付者において取得が必要となる許認可等はありません。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、894,500株（所有割合（注5）：66.18%）を買付予定数の下限（注6）として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（894,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、本公開買付けは当社を公開買付者の完

全子会社とすることを目的として実施されることから、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（894,500株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

（注5）「所有割合」とは、当社が2025年5月12日付で公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社2025年3月期決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（1,581,250株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（229,578株）を控除した株式数（1,351,672）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の計算において同じです。

（注6）「買付予定数の下限」の数値は、本日現在時点、当社に確認した情報に依拠する暫定的な数値であり、本日以降における当社が所有する自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があるとのことです。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数の下限」を決定する予定であるとのことです。

なお、買付予定数の下限（894,500株）については、当社2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（1,581,250株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（229,578株）を控除した株式数（1,351,672株）に係る議決権の数（13,516個）に3分の2を乗じた数（9,011個、小数点以下を切り上げ）から、当社の取締役役に付与された当社の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）（6,600株、所有割合：0.49%）に係る議決権の数（66個）を控除し（注7）、当社の単元株式数（100株）を乗じた株式数（894,500株）としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合（下記（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」において定義します。以下同じです。）を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が当社の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためであるとのことです。

（注7）本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、本日開催の当社取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を割り当てられている取締役全員が賛成の議決権を行使してい

ることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するに当たって、これらの本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金及び公開買付者の完全親会社である Bourns, Inc. (カリフォルニア州法人。以下「Bourns 社」といいます。) からの最大 20 百万米ドルの融資により賄うことを予定しているとのことです。

なお、当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、下記「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの結果次第では、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があり、また、本公開買付けの成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実施することになった場合には、所定の手続を経て上場廃止となります。

## ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、当社株式の取得及び所有を主たる目的として Bourns 社により出資設立されたデラウェア州法人であるとのことです。Bourns 社は、1947 年にマーラン・ボーンズ氏とローズマリー・ボーンズ氏の創業夫妻によって設立され、現在では、カリフォルニア州リバーサイドに本社を置いているとのことです。Bourns 社は、現在もボーンズ氏一族によって非公開の態様で保有される民間企業として、繁栄し続けていると考えているとのことです。また、Bourns 社を頂点とする合計 36 社の子会社及び関連会社からなる企業集団 (以下「Bourns グループ」といいます。) は、北米、欧州、アフリカ、日本、台湾、中華人民共和国に拠点を置き、世界 20 カ所以上の製造施設で事業を展開するグローバル企業グループであるとのことです。Bourns グループは、多数のエンドマーケット向けに電子部品の幅広いポートフォリオを製造・供給しており、主に以下の 3 つの事業分野に分かれているとのことです。

- (a) 位置、回転、トルク、速度、温度、圧力、湿度を計測するセンシング・コンポーネント及び部品
- (b) ディスクリート半導体、抵抗器、ポテンシオメータ、過電圧保護・過電流保護・熱保護ソリューションを含む回路保護コンポーネント
- (c) インダクター、トランスフォーマー、EMC フィルター、チョーク、チップビーズなどの配電及び管理コンポーネント

上記の 3 つの事業分野により、Bourns グループは幅広い電子部品及びソリューションのポートフォリオを提供しており、これが競合他社との差別化につながっているとのことです。

Bourns グループは、多様な部品を取り揃えることで、顧客のサプライチェーンを簡素化し、設計者が Bourns グループの幅広いソリューションを活用できるようにしているとのことです。以下に述べるように、当社が取り扱う製品は、特に上記の Bourns グループのセンシング・コンポーネント及び部品（上記(a)）、並びに、回路保護コンポーネント（上記(b)）に係る事業分野において Bourns グループが提供するポートフォリオにも自然に組み込むことができ、相乗効果があるものと考えているとのことです。

Bourns 社は、世界中で設計、開発、製造及び物流を行う完全に統合された組織に誇りを持っているとのことです。Bourns グループの製品は、グローバルな販売組織を通じて販売され、各地域の技術製品及び各地域の担当エンジニアが専門的な技術ノウハウを提供し、顧客に直接サービスを提供しているとのことです。Bourns 社は、高い品質、高い信頼性、納期の厳守、充実した顧客サービス及び誠実さで世界的に知られ、認知されていると自負しているとのことです。

上記の3つの事業分野の拡大を目指す中、Bourns 社は、企業買収にも積極的な企業であるとのことです。過去20年間、現在までにおいて Bourns 社にとっての最大の買収案件である日本のコマツライト株式会社（現在のボーンズ株式会社）の取得を含む20件以上の企業買収を完了した歴史があり、適時にかつ公正な方法で取引を完了する強固な能力を有していると考えているとのことです。Bourns 社は、継続的な投資と改善を通じて成長する潜在的な可能性を有する企業を買収しています。公開買付者は、買収した事業体に投資を惜しまず、当該事業体の市場での将来性や成長力を加速させてきた歴史があるとのことです。

当社は、ポテンシオメータ（注1）と角度センサー製品（注2）の分野に関して Bourns 社と同様の製品ポートフォリオを有していることから、Bourns 社にとって当社は、市場における同業者であり、また、パートナーとして長年にわたって認知してきたとのことです。特に、Bourns 社として、当社が提供するポテンシオメータは Bourns グループの回路保護コンポーネント（上記(b)）、角度センサー製品は Bourns グループのセンシング・コンポーネント及び部品（上記(a)）にそれぞれ親和性がある製品ポートフォリオであると分析しているとのことです。もともと、従来、当社は、その製品に関して主に日本及びアジア市場において、主として日本の OEM（注3）との直接的な関係を通じて強い存在感を示していたのに対し、Bourns 社は、北米及び欧州市場の拡大を目指しており、当社が存在感を示す日本及びアジア市場を獲得することには限界があると分析してきたとのことです。また、Bourns 社は、当社の既存事業の規模、並びに、より広範なグローバル市場に参入するために必要な追加的な資源及び資本を考慮すると、当社が現在の事業の成長を加速させ、北米及び欧州市場を含む地理的な市場の拡大を目指すためには、多くの資金拠出を要するものであり、現状は困難であると考えているとのことです。これは、Bourns 社がグローバルな販売及び運営インフラを活用し、当社の業績向上を促進できる領域であると考えているとのことです。

（注1）ポテンシオメータとは、「可変抵抗器」として知られている電子部品であり、調整可

能な分圧器を形成する摺動接点又は回転接点を備えた3端子抵抗器から構成されています。ポテンショメータには、回転式ポテンショメータ、線形ポテンショメータなど、さまざまな種類があるとのことです。

(注2) 角度センサー製品とは、通常、変位に対して相対的に測定される電圧を測定することにより、角度変位を検知・測定することができる電子部品です。角度検知センサー製品の種類には、磁気角度センサー(角度を測定するために磁界を利用するもの)、光学角度センサー(角度を測定するために光を利用するもの)、電位差角度センサー(抵抗変化に基づいて角度を測定するために電位差計を使用するもの)が含まれるとのことです。

(注3) OEMとは、「Original Equipment Manufacturing」の略称であり、受託者が生産業務のみを受託し他社ブランドの製品を製造すること、又は、かかる行為を行う企業を意味するとのことです。

同様に、Bourns社は、当社に限られた規模の市場を有する上場会社であるところ、現在までに北米及び欧州市場を含む地理的な市場の拡大が図られていないことを踏まえると、潜在的な成長可能性を実現するために、製品及び技術ポートフォリオを維持・成長させるための投資に必要な資本を拠出することが、当社単独では困難であったものと考えているとのことです。また、Bourns社は、当社が非公開の民間企業の一部として、Bourns社による追加投資資金を拠出することができる能力の恩恵を受けることで、当社としてより幅広い顧客層に製品を供給することができる大きな機会を獲得できると考えているとのことです。さらに、現在の当社はBournsグループが取扱う製品群に比して少ない製品を取り扱っており、顧客のより強い関心を集めたり、浸透させたりすることを妨げている可能性があるとのことです。当社をBournsグループの事業ポートフォリオに加えることで、当社の既存の顧客に広範な製品を提供することが可能となるとともに、当社の顧客基盤に強力なパートナーシップとソリューションを創出することができるとのことです。

このような状況の中で、Bourns社は、2016年頃から、当社とプライベートブランドパートナーとして継続的なビジネス関係を築いており、現在、当社は一部の製品をBourns社から購入し、当該製品を当社のブランド名で当社の消費者に対して販売しているとのことです。このようなビジネス関係をより深化させるべく、2024年2月中旬頃、Bourns社は、当社の経営陣とBourns社の本社オフィスで協議をしたとのことです。当該協議では、両社間でより深い協力関係を築くことができる事業分野が存在する可能性が確認されるとともに、両社の製品ポートフォリオについて幅広い情報の交換が行われたとのことです。このような協議を受け、両社共通の見解として、何らかの形で協力関係を合意しておくことが有益であるとの観点から、Bourns社は当社との間において2024年4月28日付で守秘義務契約(Confidentiality Agreement)を締結したとのことです。かかる協力関係の当初の目的は、Bourns社及び当社の各製品の双方向でのプライベート・ラベリングの機会を拡大する可能性を、具体的には、

Bourns 社がより多くの当社の製品を米国市場に販売し、当社が Bourns グループの一部の製品を日本の市場において販売することができるかを模索することにあつたとのことです。また、2024 年 7 月頃、Bourns 社の経営陣が、当社の事業所の視察を含め、さらなる協議のために当社を訪問したとのことです。当該訪問により当社から説明された当社の企業理念、経営方針及び将来の成長に向けた取り組みや当社との数カ月にわたる継続的な協議によって、当社は Bourns 社にとって適切な買収先であること、特に Bourns 社のセンシング・コンポーネント及び部品に係る事業において当社が取り扱う製品との共通性がみられ、Bourns 社のポートフォリオに無理なく組み込むことができること等の複数のシナジーが明らかになったとのことです。2024 年 7 月頃の訪問後、Bourns 社は、当社に対し、Bourns 社にとって当社は適切な買収先であるとの考えに基づき、当社の経営陣が Bourns 社による買収を含むさらなる協力機会の構築を受け入れる可能性があるか否かについて非公式に問い合わせたとのことです。これに対し、2024 年 7 月下旬頃、Bourns 社は、当社から、当社の長期的な成長と事業運営を確保するために役立つ戦略的方向性を取締役会において検討することを示唆され、前向きな回答を受領したとのことです。

これを受け、2024 年 7 月下旬以降、Bourns 社は、当社の製品ポートフォリオ、当社が特に注力している市場及び当該市場に関連するトレンド、並びに、公開情報に基づく過去の財務上の実績等を含む当社に関する具体的な分析を進めたとのことです。かかる分析の結果、Bourns 社は、当社との既存のビジネス関係をより深化させるためには資本関係を伴わない業務提携では足りず、また、当社株式を保有し、直接的に当社の経営管理を行うことによって当社の継続的な成長をも実現することができるとの考えに至り、公開買付け及びその後の一連の手續を通じて当社を Bourns グループの完全子会社とすることが最も適切であるとの考えから、2024 年 11 月 4 日、当社に対し、本取引を行うために当社の株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 5,400 円から 5,600 円の公開買付価格で公開買付けを行うこと、に関する法的拘束力のない意向表明書（以下「第 1 回提案」といいます。）を提出したとのことです。なお、第 1 回提案における公開買付価格は、2024 年 11 月 4 日の前営業日である 2024 年 11 月 1 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 4,250 円に対してプレミアム（27.06%から 31.76%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算について同じです。））が付与されているとのことです。さらに、2024 年 11 月 21 日付で、Bourns 社と当社は、Bourns 社による本取引の実施を検討するための当社に対するデュー・ディリジェンス等に関して、Bourns 社及び当社が双方に秘密保持義務を有することなどを定めた秘密保持契約（Confidentiality Agreement）を締結したとのことです。その後、Bourns 社は、当社とのさらなる交渉及び 2025 年 1 月から 2025 年 5 月上旬まで実施したデュー・ディリジェンス等に備え、Bourns 社、公開買付者及び当社から独立した財務、税務及び法務アドバイザーをそれぞれ選任しているとのことです。また、Bourns 社は、2025 年 3 月下旬頃、当社の所有する不動産等に係る環境面を調査するための Bourns 社、公開買付者及び当社から独立した環境アドバイザーを追加で選任した上で、

Bourns 社は、当社に対するデュー・ディリジェンスを継続して実施し、当該デュー・ディリジェンスを通じて、Bourns 社は、当社の事業に関する更なる評価を行い、当社の事業価値の算定を行うために必要な当社の事業に関する更なる知見を得たとのことです。なお、当該デュー・ディリジェンス期間中である 2025 年 2 月中旬頃には、Bourns 社及び当社の双方の経営陣による日本での追加的な現地視察及び本取引に関する協議が実施され、2025 年 3 月 17 日の週に、Bourns 社の経営陣が、これまで視察していなかった当社の残りの全事業所を訪問する形で当該現地視察を終了したとのことです。

そのような状況下において、当社は、2025 年 2 月 18 日に金融事業を営む株主（以下「アライアンス候補先」といいます。）から書面にて当社取締役会宛に当社の非公開化及びそれを前提としたデュー・ディリジェンスを企図した、法的拘束力を有しない意向表明書（以下「アライアンス提案」といいます。）を受領しました。また、当社は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任されたトランスキャピタル株式会社及び、リーガル・アドバイザーとして選任された敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、アライアンス提案が当社の企業価値向上及び株主の皆様との利益の確保に資するものといえるかどうか慎重に評価・検討を行うため、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で策定した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」といいます。）に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受け入れ及び「真摯な検討」（企業買収行動指針 3.1.2）を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、アライアンス候補先が考える、事業会社の運営・事業再構築に係った経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025 年 2 月 26 日に当社からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付しました。その後、これに対応するアライアンス候補先から当社に対する情報提供は行われていません。なお、当社は、2025 年 3 月 15 日にアライアンス候補先から、株主総会における各取締役候補の選任の判断の一助とするため、当社の全ての取締役との個別面談の要望を電子メールにより受領しました。これを受けて、当社の全ての取締役はアライアンス候補先との間で、2025 年 4 月 14 日から 2025 年 4 月 18 日にかけて、ウェブ方式により個別面談を実施しました。しかし、当該面談において、アライアンス候補先からは、当社からの要望に基づく上記の情報提供は行われませんでした。なお、アライアンス提案には、デュー・ディリジェンスを実施後、2025 年 4 月 15 日までに、アライアンス候補先から具体的な提案を行うこと、また、アライアンス候補先が具体的な提案書を提示するのに必要な十分なデュー・ディリジェンスその他の本取引実施のための精査が実施できなかったと判断した場合は、アライアンス提案は取り下げることが記載されていたところ、アライアンス候補先との具体的な協議が行われないうまま、2025 年 4 月 15 日が経過しており、当社として、ア

ライアンス提案は当該期日の経過をもって失効したと考えております。

また、当社は、2025年2月26日に、事業会社である株主（以下「株主X」といいます。）から当社取締役会宛に当社の企業価値向上に向けた事業運営上の協議を要望する書面（以下「要望書面」といいます。）を受領しました。その後、当社は、当該書面の内容について、2025年3月28日に、株主Xとウェブ方式により面談を行いました。要望書面及び面談を踏まえて、当社は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価などの主要な取引条件の提示等がなされておらず、当社の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」（企業買収行動指針3.1.2）に当たらないと判断しました。当該判断に従い、当社は、2025年4月1日に株主Xに対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行いました。その後、2025年5月19日、当社は、株主Xから、当社との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領しました。具体的には、資本業務提携を含む多様な協業の可能性について、広く協議したいとの要望を受領しています。これを受けて、当社は、現時点で、株主Xから提示のあった日程候補の中で、当該協議に向けた調整を行っていました。もっとも、本日、公開買付者との間で本公開買付契約を締結したことから、同契約において当社に課せられた競合取引に関する交渉を行わない義務（注）に抵触することを避けるべく、当社は、株主Xとの協議を断る予定です。

（注）本公開買付契約に基づき当社の負う競合取引に関する交渉を行わない義務については、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

その後、当社は、Bourns社による当社に対するデュー・ディリジェンスが相当程度進展してきたことなどを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2025年4月21日付で、Bourns社及び当社のいずれからも独立したメンバーから構成される本特別委員会を設置いたしました。

その後、Bourns社は、2025年4月30日付で、当社株式の株価の上昇を受け、当社に対し、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1株当たり6,910円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第2回提案」といいます。）を提出したとのことです。なお、第2回提案における公開買付価格は、2025年4月30日の前営業日である2025年4月28日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値6,140円に対してプレミアム（12.54%）が付与されているとのことです。

Bourns社は、第2回提案の内容を確認した当社から、2025年5月2日付で、本特別委員会の設置を含む適切なプロセスにて具体的な検討を進める旨の回答を受領したとのことです。

また、2025年5月6日、Bourns社は、当社から、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえると、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主の皆様適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、Bourns社において再度、Bourns社において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を受けたとのことです。さらに、Bourns社は当社から、2025年5月7日、トランスキャピタル株式会社も同席の上、公開買付価格を再検討するよう、ウェブ会議により要請を受けたとのことです。

その後、Bourns社は、上記の当社からの要請、及び、当社の本定時株主総会において、2025年3月31日を基準日とする1株当たり175円（以下「本予定配当額」といいます。）の剰余金の配当議案（以下「本配当議案」といいます。）が付議される予定であることを考慮し、2025年5月22日付で、当社に対し、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1株当たり7,100円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第3回提案」といいます。）を提出したとのことです。なお、第3回提案における公開買付価格は、2025年5月22日の前営業日である2025年5月21日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値6,450円に対してプレミアム（10.08%）が付与されているとのことです。

もともと、Bourns社は当社から、2025年5月27日、トランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえると、第3回提案も依然として本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、Bourns社において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を受けたとのことです。

このような当社からの要請を踏まえ、Bourns社は2025年6月3日に当社との間で面談を実施し、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値を改めて確認した上で、Bourns社において再度慎重な検討を実施した結果、2025年6月3日付で、最終提案として、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、第3回提案において提示した公開買付価格に代えて、本公開買付価格を1株当たり8,250円（2025年6月3日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値6,500円に対してプレミアム（26.92%）が付与されています。）とする最終提案（以下「本最終提案（本予定配当額考慮前）」）を提出いたしました。これに対し、当社は、Bourns社に対して、本最終提案（本予定配当額考慮前）は本予定配当額を織り込んでおらず、当社の株主の皆様にとってより理解しやすいように本予定配当額を織り込んだ公開買付価格を提示するよう要請しました。これを受け、Bourns社は、2025年6月7日付で、本最終提案（本予定配当額考慮前）において提示した公開買付価格に代えて、当該公開買付価格よりも本予定配当額である1株当たり175円低い価格である1株当たり8,075円（2025年6月7日の前営業日である2025年6月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値6,540円に対してプレミアム（23.47%）が付与さ

れています。)を本公開買付価格とする修正された最終提案(以下「本最終提案(本予定配当額考慮後)」といいます。)を提出いたしました。本最終提案(本予定配当額考慮前)と本最終提案(本予定配当額考慮後)は、当社の株主の皆様にとって経済的に同価値のものです。

これを受けて、Bourns社は、本日付で、当社から本最終提案(本予定配当額考慮後)を応諾する旨の書面を受領したとのことです。

これらの経緯を経て、Bourns社及び公開買付者は、本日、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄されていることを条件として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

### ③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

#### (i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、公開買付者から当社の代表取締役である岩崎美樹氏に対して、デュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する初期的な意向表明書である第1回提案の送付を受けたことを契機として、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に対する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等に加えて、公開買付者が海外企業であることを含めて検討を行った結果、2024年11月4日、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして敬和綜合法律事務所を選任しました。その後、当社においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定しました。

また、当社は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本取引においては、当社の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されること、取引条件の適正さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられること、その後、公開買付者による当社に対するデュー・ディリジェンスが相当程度進展してきたことなどを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、敬和綜合法律事務所の助言を踏まえて、2025年4月21日付で、公開買付者及び当社のいずれからも独立し、当社の社外取締役であり独立役員でもある小野正典氏、森田貴子氏及び山口鐘畿氏並びに社外有識者である森幹晴氏及び藤田和弘氏の5名から構成される特別委員会を設置しました。また、本特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。)、②本取引の取引条件(本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。)の公正性・妥当性、③本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、④本取引の決定(本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他

当社による本取引の手續に係る決定を含む。)が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、⑤上記①乃至④を踏まえ、当社取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。当社取締役会は、(a)本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しないこと、(b)特別委員会は、適切な判断を確保し、その役割を十分に果たすため、(i)特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー(以下「アドバイザー等」といいます。)を選任し、又は当社のアドバイザー等を指名し若しくは承認(事後承認を含む。)する権限(なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができる)と判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。)を付与すること(なお、特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とすること)、(ii)本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザー等に対して、必要な事項について説明を求める権限を付与すること、(iii)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限を付与すること等を決議いたしました。

その後、当社は、当社の事業に対する理解が深いことから、2024年9月6日、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてトランスキャピタル株式会社、2025年4月28日、第三者算定機関として株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)を選任しました。なお、本取引に係るトランスキャピタル株式会社及びKPMG FASに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりません。また、当社は、公開買付者から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制(本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築するとともに、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。さらに、当社は、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社及び第三者算定機関であるKPMG FAS並びに当社のリーガル・アドバイザーである敬和綜合法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。なお、本特別委員会は、弁護士及び公認会計士の資格を有する者が既に委員となっていることから、適宜、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社及び第三者算定機関であるKPMG FAS並びに当社のリーガル・アドバイザーである敬和綜合法律事務所からの助言を受けることとし、本特別委員会の独自のアドバイザー

ーを選任しておりませんが、当社及び公開買付者から独立した独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。)を選任しております。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所から、公開買付者との交渉方針のほか本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件の妥当性について慎重に検討を行いました。

当社は創業以来、可変抵抗器におけるリーディングカンパニーとして可変抵抗器の製造販売事業を継続し、その延長線上において、時代の流れに合わせ市場拡大が予想された車載用電装部品の製造販売事業の拡大に努めて参りました。

しかしながら、直近10期(2014年3月期から2024年3月期)の決算状況にも示されるとおり、当社は近年、以下のような課題を抱えており、また、その対策も鋭意進めているところです。

当社は、可変抵抗器の製造販売分野では、長年の実績と大規模生産への対応力及びコスト管理により、2024年3月期の営業利益率が12.09%となるなど、近年、他の製造業者と遜色ない営業利益率を維持できる体制となって参りました。しかしながら、売上高で見ると可変抵抗器の市場の成熟化を受け、大きな売上高増が難しい状況となっております。

このような状況の中、取り扱う製品群を拡大し、また、海外販売網を拡大することで、新たな市場への進出や事業環境の変化に対応する必要性から、当社との補完関係が見込めるパートナーとの協業が必要であると考えていたところ、市場における同業者であり、また、従前から取引関係があり、その存在を認識しており、北米及び欧州市場に販売網を有する公開買付者をその候補企業として検討対象とするに至りました。もともと、当社は、公開買付者を可変抵抗器での競合大手と認識していた一方で、公開買付者は非公開企業であり、その事業内容等の詳細は開示されていませんでした。そこで、公開買付者との将来的な事業提携等の可能性を模索するべく、公開買付者の企業実態、事業内容等を知ることが目的として2024年2月15日に当社役員数名が公開買付者本社を訪問し、公開買付者と面談を行いました。当社は、同面談にて公開買付者のグローバルでの事業展開、研究開発の状況、社員教育の状況及び経営方針について理解を深めるとともに、公開買付者がセンサー、可変抵抗器、パワーソリューション関連部品等の豊富な製品群を有し、航空宇宙分野を含む運輸機械分野から医療機器分野までを含み、米国のみならず、欧州各国、中国を含むアジアをはじめとする世界各地にてグローバルで強力な展開力を有することなどについての認識を新たにしました。

かかる面談後、当社と公開買付者は、相互に協業パートナーとなりうるかについて情報交換を行なうとともに、2024年7月29日及び同月30日に公開買付者が、当社本社、工場を訪問し、両社経営陣間にて協業に関し具体的な検討を開始いたしました。

その後、当社は、2024年11月4日、公開買付者から、本公開買付価格を5,400円から5,600円とする提案、及びデュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する初期的な意向表明書である第1回提案を受領しました。なお、第1回提案における公開買付価格は、2024年11月4日の前営業日である2024年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してプレミアム（27.06%から31.76%が付与されているとのことです。これを受け、当社は、2024年11月11日に公開買付者に対して、同意意向表明書に関し「第1回提案について検討を行う」「デュー・ディリジェンスを受け入れるためには秘密保持契約の締結が必要である」とする趣旨の回答書を電子メールにて送付し、2024年11月21日に、デュー・ディリジェンスの受け入れ等のため、公開買付者との間で秘密保持契約を締結しました。公開買付者によるデュー・ディリジェンスは、2025年1月1日から2025年5月上旬までの間、実施されました。また、当社は、2025年4月11日、公開買付者の経営幹部らとオンラインでの面談を行い、公開買付者におけるデュー・ディリジェンスを、同年5月1日を目途に完了させる予定であること、公開買付者における本取引実行に関する最終的な機関決定はかかるデュー・ディリジェンスの完了を待って行う予定であること、しかしながら公開買付者としては本取引に前向きであり、デュー・ディリジェンスの結果に大きな支障がなければ本取引を実行したい意向があること等の確認を行いました。

当社は、かかる面談を通して、公開買付者における本取引の遂行可能性が高まったと考え、2025年4月21日の取締役会において特別委員会の設置を決議しました。

その後、当社は、2025年4月30日、公開買付者から、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1株当たり6,910円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書である第2回提案を受領し、内容を確認した後、公開買付者に対して、同年5月2日、適切なプロセスにて具体的な検討を進める旨を回答しました。なお、第2回提案における公開買付価格は、2025年4月30日の前営業日である2025年4月28日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してプレミアム（12.54%）が付与されているとのことです。

また、2025年5月6日、当社は、公開買付者に対し、トランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえると、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、公開買付者において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を行いました。さらに、当社は、2025年5月7日、トランスキャピタル株式会社も同席の上、公開買付者に対し、再度、公開買付者において公開買付価格を再検討するよう、ウェブ会議により要請を行いました。

その後、公開買付者は、上記の当社からの要請を考慮し、2025年5月22日、当社に対し、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1株当たり7,100円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書である第3回提案を提出したとのことです。なお、第3回提案における公開買付

価格は、2025年5月22日の前営業日である2025年5月21日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してプレミアム（9.57%）が付与されているとのことです。

その後、2025年5月31日、当社は、公開買付者に対し、当該時点での当社の第三者算定機関KPMG FASによる当社株式の株式価値の当該時点での試算結果を勘案し、1株あたり8,238円を上回る公開買付価格とするよう要請しました。その後、2025年6月4日、当社は、公開買付者から、1株当たり8,250円の公開買付価格とする第4回提案を書面により受領しました。

その後、Bourns社は、2025年6月7日、当社の本定時株主総会において、2025年3月31日を基準日とする1株当たり175円の剰余金の配当が付議される予定であることを考慮した公開買付価格として、本公開買付価格を8,075円とする最終提案を提出したとのことです。

これを受けて、2025年6月10日、当社は公開買付者に対し、本公開買付価格を8,075円とすることに同意する旨を書面で回答しました。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、当社や当社のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行っております。

具体的には、当社は、公開買付者から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、公開買付者によるデュー・ディリジェンスにおいて、当社の第2次中期経営計画（2024年4月開示2日開示「第2次中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」）に基づく財務情報を基礎とする2025年3月期から2027年3月期までの事業計画財務情報を提示し、さらに公開買付者からの要望に従って、2028年3月から2029年3月期までの事業計画財務情報（以下、あわせて「本事業計画」といいます。）を追加して提示しております。

当社は、当社株式価値算定書（KPMG FAS）（下記「(iii) 当社の意思決定の内容」において定義します。）をKPMG FASから取得する上で、「本事業計画」を提示し、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、本特別委員会の確認を受けております。

また、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社は、公開買付者との交渉に当たって、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って交渉・助言対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行っております。

#### (iii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、当社は、本日開催の当社取締役会において、KPMG FASから2025年6月9日付で取得した当社株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（KPMG FAS）」といいます。）の内容、及び敬和総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決

定に当たっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2025年6月10日付の答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら（本答申書の概要については、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）、本取引により当社の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格等を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社の決算期である第58期（2015年3月期）から直近の第67期（2024年3月期）の10年間の数値を振り返ると、次のような状況となっております。

#### ・売上推移

当社の第58期（2015年3月期）においては、売上高7,670百万円に対し営業利益が100百万円（利益率1.3%）であったところ、第67期（2024年3月期）には、売上高10,434百万円に対し営業利益1,261百万円（営業利益率12.09%）となり、売上高及び営業利益率共に大きく成長させて参りました。特に営業利益率は、直近3期では8.0%以上を確保しております。

#### ・セグメント別の売上推移

セグメント別では、第58期（2015年3月期）においては、可変抵抗器の売上高3,783百万円に対しセグメント利益579百万円（セグメント利益率15.3%）であったのに対し、第67期（2024年3月期）では、売上高4,085百万円に対しセグメント利益1,113百万円（セグメント利益率28.0%）となっております。

車載用電装部品については、第58期（2015年3月期）で売上高3,403百万円に対しセグメント利益はマイナス50百万円であったところ、第67期（2024年3月期）では、売上高6,120百万円に対しセグメント利益は857百万円（セグメント利益率14.0%）となっております。

また、地域別セグメントについてみると、第58期（2015年3月期）では日本で4,743百万円、アジア地域が2,260百万円であったところ、第67期（2024年3月期）では日本で7,196百万円、アジア地域が2,658百万円となっており、連結売上高に占める日本のウェイトが62.0%から69.0%と上昇している一方、その他地域での売上拡大が課題となっております。

上記の当社の直近10期の決算状況は、当社が、創業以来の可変抵抗器におけるリーディングカンパニーとして事業を継続し、その延長線上において、時代の流れに合わせ市場拡大が予想された車載用電装部品の拡大等に努めた結果、かかる経営判断が業績の向上につながったことが示されたものと認識しております。また、その一方で、近年、当社が抱える次のような課題を示すものとも考えております。

確かに、以上の売上高等の推移にも示されるとおり、可変抵抗器分野では、長年の実績と大

規模生産への対応力及びコスト管理により、近年においては、製造業として遜色ない営業利益率を維持できる体制となって参りました。

しかしながら、上述のとおり、売上高の点では、可変抵抗器の市場の成熟化を受け、大きな売上高増が難しい状況となっております。

当社では、可変抵抗器分野の市場の成熟化等を見越し、これと並行して、車載用電装部品分野にも注力して参りました。防曇用ヒータについては大手自動車メーカーをはじめ複数の顧客に採用されてきたことなど、特にヒータ領域での自動車業界の変化を先取りする商品開発力と営業力により、上述のとおり、直近10年で売上高を大きく伸ばすことができ、利益を確保しております。しかしながら、車載用電装部品の市場は競合が多く、価格競争も厳しいことから、利益率では可変抵抗器分野よりも低い状況が続いております。

加えて、地域別の売上高についてみると、日本以外の地域における販売が伸び悩んでいる状況が存在しています。

また、自動車産業を取り巻く環境は100年に一度と言われる変革期にあり、自動運転をはじめとする電子化の動き、EV（電気自動車）化の中、今後の大きな技術革新によっては、既存の供給製品の市場が縮小するリスクがあります。

そのような環境の下、当社では過去ヒータ分野で車載用防曇ヒータなどの新しい市場に先んじて対応し、実績を上げて来た経緯を踏まえつつ、同時に可変抵抗器分野等における責任ある供給事業者としての市場への対応力強化も念頭に、当社は、2024年4月2日に第2次中期経営計画を策定・開示し、各種課題に取り組んでいるところです。そこでは、第1次構造改革期間として営業利益率の向上を目標にした第1次中期経営計画に引き続き、第2次中期経営計画を第2次構造改革期間と位置付け、これに続く「成長、拡大」をテーマとする第3次中期経営計画へ繋ぐための「成長投資」の3年間としております。第2次中期経営計画では、主に、①技術開発力強化、②収益力強化、③財務体質改善、及び④株主還元強化の4項目を基本方針としております。

第1次中期経営計画では、コロナ禍の影響を受け大幅な売上減、利益の低下に見舞われましたが、その中でも企業の安定した継続性に必要な営業利益率の向上が必須との判断から経営を進めて参りました。その結果、直近の2024年3月期では営業利益率が12.09%となり、第1次中期経営計画期間と比べ大幅に改善することができたことは前述のとおりです。

しかしながら、前述のとおり、当社製品をとりまく市場は成熟化し、当社を取巻く環境は日々変化しており、特に主要顧客である自動車産業が急速に変化していること等に鑑みれば、製造業を営む当社が、将来においても成長性を維持するためには、技術開発力強化が重要な柱になると考えています。そこで、第2次中期経営計画期間は、これに続く第3次中期経営計画期間での新製品の市場投入、売上、利益向上等に寄与する橋渡しとしての新製品開発期間と位置付け、各施策を企画・開始したところです。製造業における新製品開発は、一朝一夕には成し遂げられるものではなく、一定期間の資本投下と研究開発を必要とするため、まず当社内での研究開発部門（R&D）の強化を図るべく、新たに技術系人材の確保に注力し、

加えて、従前の取引先以外の外部企業や外部開発チームとの協業も幅広く俎上に乗せ、売上、利益に寄与すべき新規事業開発に向け取り組んでいるところです。

もっとも、将来への当社成長戦略においては、次のとおり、当社の独力では必ずしも解決できない状況も把握しつつあります。

当社が現在注力しております新規事業開発においては、その基礎となる研究開発部門（R & D）における人材、とりわけ当社の既存技術以外の分野での人材確保が急がれます。

公開買付者の豊富なグローバル技術人材を活用することで、この課題を解決し、双方にとって開発力強化の側面でシナジー効果が見込めるものと考えております。

また、前述のとおり、高利益率を確保している可変抵抗器分野における市場の成熟化や、車載用電装部品分野での利益率の頭打ち、加えて、当該各分野における自動車メーカーの産業構造の急速かつ大きな変化が予想されること、並びに上記人手不足の影響を踏まえると、当社のさらなる企業価値向上のためには、新規事業の立ち上げに加え、事業規模の拡大も欠かせない要素になると考えております。当社は、2023年3月期以降、連結総売上高100億円を維持し、かつ、営業利益率も10.0%以上を確保できる体制にはなったものの、日本市場での売上拡大に加え、その他地域での事業拡大が今後の課題であると認識しております。

上記の課題に対して、当社の描く将来戦略（すなわち、現状の好業績を維持しつつ、将来に向けた新規事業開発を推進して新規事業・新規顧客を開拓し、最終的に確固たるグローバル営業基盤を確立すること）ためには、前述のとおり、人材確保等が必須であり、これらを高い確度で、かつ高水準で実施することは、当社の独力では必ずしも容易ではないと考えられました。

かかる当社を取り巻く状況と、グローバルかつ強力な事業展開と流通網及び世界水準の顧客ネットワークを有する公開買付者の特徴等をあわせ協議及び検討を行った結果、以下の諸点において、本取引は当社の企業価値に資するとの結論に至りました。

#### （ア）センサー事業等におけるグローバルネットワークの活用

特に、当社のセンサー事業に関して、公開買付者は、当社で製造するセンサー関連商材を公開買付者の海外販路を通じてグローバルに展開することで、高いシナジー効果が発揮できると考えております。当社がその持てる生産力を背景に、OEMの形態等により生産を行い、海外地域へ展開することで、当社が現在伸び悩んでいる日本以外の地域での売上高・利益率の大幅な向上が期待できます。

#### （イ）EV向けバッテリー関連製品の共同開発・生産及び海外チャネルの開拓

当社のEV向けバッテリー関連事業に関して、公開買付者は、今後需要増が見込まれるEV自動車のバッテリー用ヒータ商材として当社が現在研究開発に注力している製品を共同で開発・生産し、公開買付者の顧客でもある海外バッテリーメーカーや海外自動車メーカーのチャネルへの販売で、高いシナジー効果が発揮できると考えております。

(ウ) 中国における生産・販路の拡大

公開買付者は中国に生産拠点を有し、当社も同国に2か所の生産拠点を有します。公開買付者にとっては、双方の生産拠点の相互補完関係の構築及び今後の地政学的情勢の変化に合わせ、中国での生産及び販路の拡大というシナジー効果があると考えられます。

なお、当社株式の非公開化により、当社は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる大規模な資金調達や、社会的な信用の向上など、これまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになります。しかしながら、今後の事業を営むに当たって借入以外の資金調達を特段必要としない当社の現在の財務状況を考慮すると、非公開化によりエクイティ・ファイナンスを通じた資金調達機会を喪失することは、本取引により期待できるシナジー効果よりも小さいものと判断いたしました。また、当社における人材採用面で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでこうしたブランド力等を失うわけではないこと、当社及び公開買付者の一部事業に限定した協業では、可変抵抗器を含む一部製品及び顧客において競合するケースが生じ、経済的メリットが限定されてしまうこと、また、一部資本参加で上場を維持した状態では、新規事業開発や研究開発における当社の情報管理体制上、非効率であり、公開買付者とのシナジーを十分に得ることが困難になると考えられることなどから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えております。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり8,075円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

(ア) 本公開買付価格が、当社において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること

(イ) 本公開買付価格が、下記「(3) 算定に関する事項」の「② 当社株式に係る算定の概要」に記載のKPMG FASによる当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法に基づくレンジの上限値を超え、また、類似会社比較法により算定された価格帯の中央値を上回っており、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づくレンジに収まる水準となっていること

(ウ) 本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）は30営業日が設定される予定であるところ、本取引の公表から実際の公開買付け開始までの期間

が長期にわたるため、少数株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されていること

(エ) 本取引において、本スクイズアウト手続の際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、少数株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること

(オ) 本公開買付価格その他本公開買付けの条件は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含みます。）の妥当性が確保されていることが認められると判断されていること

(カ) 本公開買付価格は、2025年6月9日（以下、本段落において「直前日」といいます。）までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、直前日の終値で23.47%、直前日の過去1カ月の終値単純平均値で23.68%、直前日の過去3カ月の終値単純平均値で30.12%、直前日の過去6カ月の終値単純平均値で35.08%のプレミアムを加えた金額となっている。過去の類似事例（具体的には、公正なM&Aの在り方に関する指針の公表後である2019年7月以降に公表され、2025年5月14日までに成立した、買収者が対象会社との資本関係がなく、対象会社を完全子会社化する事例）におけるプレミアムの実例（70件）によると、直前日の終値で59.27%、直前日の過去1カ月の終値単純平均値で59.39%、直前日の過去3カ月の終値単純平均値で61.13%、直前日の過去6カ月の終値単純平均値で60.84%のプレミアムを加えた金額となっていることと比較すると、必ずしも高い水準とは評価できないものの、直近1年間における当社株価の最高値6,640円に対し、21.6%のプレミアムが付されていることを踏まえると、一定の合理的な水準のプレミアムが付されていると認識していること

(キ) 本公開買付価格はDCF法のレンジの中央値を下回るものの、レンジの範囲内にあり、かつ、上記（ア）から（カ）のとおり、本公開買付価格は、当社株式価値を相当程度反映したものと考えることができ、また、本公開買付がBourns社と当社との間における独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた結果決定されたものであることからすると、本公開買付価格がKPMG FASによるDCF法のレンジの中央値を下回る金額であるからといってその価格の妥当性が否定されるものではないと評価できること

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の取締役会において現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨

する旨を決議いたしました。また、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

#### ④ 本公開買付け後の経営方針

Bourns 社は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引を通じて当社を公開買付者の完全子会社とすることにより、センシング・コンポーネント及び部品、並びに、回路保護コンポーネントに係る事業分野の更なる成長に取り組んでいく方針であるとのことです。

なお、本取引後の当社の経営体制については、本公開買付けの成立後、当社の現在の経営体制を尊重しつつ、双方の企業価値をさらに向上させる観点から Bourns 社及び当社との間で協議を行い決定していく予定であり、現時点で具体的に決定又は合意している事項はなく、また、当社との間で当社の経営体制に関して交渉は行っていないとのことです。なお、Bourns 社としては、本日現在、シナジーの早期発現に向け、取締役の派遣及び社員の出向を実施することを想定はしておりますが、派遣及び出向する具体的な人数については未定であるとのことです。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である KPMG FAS に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、KPMG FAS は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、第 1 回特別委員会において、KPMG FAS の独立性及び専門性に問題がないことから、当社の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることに異議がないことを確認しております。また、本取引に係る KPMG FAS に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていません。

KPMG FAS は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能で

あることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を用いて当社株式の株式価値を算定しており、当社は 2025 年 6 月、9 日付で当社算定書 (KPMG FAS) を取得いたしました。なお、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」及び「③特別委員会における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載した措置等、十分な公正性担保措置が取られていることも踏まえ、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

KPMG FAS が上記の手法に基づき算定した当社株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	5,978 円～6,540 円
類似会社比較法	7,760 円～9,616 円
DCF 法	7,874 円～9,759 円

市場株価法においては、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2025 年 6 月 9 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値 6,540 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 6,529 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 6,206 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,978 円をもとに、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 5,978 円から 6,540 円までと算定しています。

類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 7,760 円から 9,616 円までと算定しています。

DCF 法においては、当社が作成した 2025 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として当社が 2030 年 3 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 7,874 円から 9,759 円と算定しているとのことです。

KPMG が DCF 法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027 年 3 月期に、電気自動車のヒータ等を中心とした売上高の増加及び売上総利益率の改善により、営業利益 1,050 百万円 (前期比+33.1%) が見込まれております。2030 年 3 月期は、欧米を中心とする販売チャネルの拡大に起因する売上高の増加及び現地の生産・販売網活用による販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益 1,620 百万円 (前期比+49.3%) が見込まれております。

フリー・キャッシュ・フローについては、売上高の増加に伴う運転資本の増加により 2027 年 3 月期においては 2026 年 3 月期対比で大幅な減少 (193 百万円減、前期比-33.9%)、設備

投資額の減少及び営業利益の増加により 2028 年 3 月期においては 2027 年 3 月期対比で大幅な増加（476 百万円増、前期比+126.4%）、売上高の増加に伴う運転資本の増加により 2029 年 3 月期においては 2028 年 3 月期対比で大幅な減少（382 百万円減、前期比-44.8%）、上記営業利益の増加により 2030 年 3 月期においては 2029 年 3 月期対比で大幅な増加（368 百万円増、前期比+78.3%）を見込んでおります。

また、本財務予測では、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、加味しておりません。

## ②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

### i. 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載する諮問事項を検討するにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対し、当社の株式価値算定を依頼し、2025 年 6 月 9 日付で株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）」）を取得しております。なお、本特別委員会は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性及び本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置等を実施していることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると考えた結果、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2025 年 5 月 12 日開催の特別委員会において、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの専門性・独立性に問題がないことを確認した上で、本特別委員会独自の第三者算定機関として選任しております。

### ii. 算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、複数の株式価値算定手法の中

から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて、当社株式の1株当たりの株式価値の算定を行いました。

上記の各方式において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	: 5,978 円～6,540 円
DCF法	: 7,487 円～9,082 円

市場株価法では、2025年6月9日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値6,540円、直近1ヶ月間の終値単純平均値6,529円、直近3ヶ月間の終値単純平均値6,206円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値5,978円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を5,978円～6,540円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2026年3月期から2030年3月期までの事業計画に基づく財務予測及び投資計画、並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を7,487円～9,082円と算定しております。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした当該財務予測においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、主要製品であるセンサやヒータの売上高の減少により、2026年3月期の営業利益は、一時的に減少が見込まれるものの、工場の自動化や生産性の向上に伴う人件費の削減及び売上高が回復することにより、2027年3月期の営業利益は、1,050百万円（対前年比33.1%増）を見込んでおります。加えて、販売チャネルの拡大や新製品の開発による売上高の増加に伴い、2030年3月期の営業利益は、1,620百万円（対前年比49.3%増）を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについても大幅な変動を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において売上高の回復による運転資本の増加に伴い、フリー・キャッシュ・フローが344百万円（対前年比38.2%減）と大幅な減少を見込んでおりますが、2028年3月期においては、前期における運転資本の増加に伴うフリー・キャッシュ・フローの減少の影響が解消し、フリー・キャッシュ・フローが835百万円（対前年比143.0%増）と大幅な増加をそれぞれ見込んでおります。更に、2029年3月期において売上高の増加による運転資本の増加に伴い、フリー・キャッシュ・フローが423百万円（対前年比49.3%減）と大幅な減少を見込んでおりますが、2030年3月期においては、売上高の成長に伴う大幅な増益により、フリー・キャッシュ・フローが796百万円（対前年

比 87.9%増) と大幅な増加をそれぞれ見込んでおります。また、本取引の実行により実現することができるシナジー効果については、現時点において具体的かつ詳細に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

なお、当該財務予測は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(注) デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を及ぼす可能性のある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社の事業計画に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの算定は、2025 年 6 月 9 日までの上記情報を反映したものであります。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの算定は、本特別委員会が当社株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、以下の方法により、当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）を公開買付者のみとするための本スクイーズアウト手続を行うよう要請することを予定しているとのことです。

#### ① 株式売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の数の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主の皆様（但し、公開買付者及び当社を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対し株式売渡請求の承認を求めます。当社がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する当社株式の全部を取得するとのことです。この場合、売渡株主が所有していた当社株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められているとのことです。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになるとのことです。

#### ② 株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の数の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会開催が必要になる場合には、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する

日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して要請する予定です。なお、本日現在において、2025年6月30日に本公開買付けが開始された場合には、本臨時株主総会を2025年10月下旬頃に開催することを予定しているとのことです。公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認を頂いた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認を頂いた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することになるとのことです。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになるとのことです。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定です。また、株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定とのことです。株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、当社の株主の皆様は、当社に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められているとのことです。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する当社の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定とのことです。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなるとのことです。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当

該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

なお、本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、会社法第 180 条に規定する株式併合に関する事項が当社の株主総会で承認された場合又は会社法第 179 条に規定する株式売渡請求に関する事項が当社の取締役会で承認された場合（但し、会社法第 180 条第 2 項第 2 号に定める株式併合の効力発生日又は会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する特別支配株主が売渡株式等を取得する日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、当社取締役会の決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式の全てについて、譲渡制限を解除するとされており、(b)上記(a)に規定する場合は、当社は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされているとのことです。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式売渡請求又は株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、当社において無償取得する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

本日現在、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当しません。もっとも、本公開買付けは当社を公開買付者の完全子会社とし当社株式の非公開化をすることを目的とする本取引の一環として実施されることから、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため以下の措置をそれぞれ実施いたしました。また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者か

ら受けた説明に基づくものです。なお、本応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2025年4月21日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。当社は、本特別委員会の委員の候補者が、公開買付者及び当社からの独立性を有すること、並びに本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員の候補者と協議し、敬和総合法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、小野正典氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、弁護士）、森田貴子氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、税理士）及び山口鐘畿氏（当社の独立社外取締役（監査等委員））並びに社外有識者である森幹晴氏（弁護士）及び藤田和弘氏（公認会計士）の5名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました。なお、本特別委員会は、第1回特別委員会において、特別員による互選の結果、全会一致により、M&Aに関する専門性（手続の公正性や企業価値評価に関する専門的知見）を有する森幹晴氏を本特別委員会の委員長に選任しました。

その上で、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年4月21日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。

また、本特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、②本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の公正性・妥当性、③本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、④本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、⑤上記①乃至④を踏まえ、当社取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。当社取締役会は、(a) 本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しないこと、(b) 特別委員会は、適切な判断を確保し、その役割を十分に果たすため、以下の権限を付与すること、(i) 特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー（以

下「アドバイザー等」といいます。)を選任し、又は当社のアドバイザー等を指名し若しくは承認(事後承認を含む。)する権限(なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができる)と判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。)を付与すること(なお、特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とすること)、(ii)本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザー等に対して、必要な事項について説明を求める権限を付与すること、(iii)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限を付与すること等を決議いたしました。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定の月額報酬を支払うものとしております。

#### (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年4月28日から2025年6月10日までの間に合計15回にわたって開催され、委員会にて、また、委員会の期日間では随時電子メールにて、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社及び第三者算定機関であるKPMG FAS並びに当社のリーガル・アドバイザーである敬和綜合法律事務所について、公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

本特別委員会は、当社から、本取引の目的や意義、当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、公開買付者に対して質問事項を提示し、公開買付者から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてQ&A方式により書面で質疑応答を実施しております。

加えて、上記「(3) 算定に関する事項」の「① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」に記載のとおり、KPMGFASは、本事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、KPMGFASから、当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、当社の公開買付者との交渉について、随時、当社及びトランスキャピタル株式会社から報告を受け、審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、公開買付者からの本公開買付価格等に関

する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、トランスキャピタル株式会社から対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての分析・意見を聴取した上で、検討を行いました。その上で、本特別委員会は、当社に対し、これらのいずれに際しても、公開買付者に対して本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの当社の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、当社としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与いたしました。

さらに、本特別委員会は、敬和綜合法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025年6月10日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

#### (a) 答申内容

1. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）  
本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると考える。
2. 本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の公正性・妥当性  
本取引の取引条件は公正・妥当であると考えます。
3. 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性  
本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えます。
4. 本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか  
本取引を行うこと（当社取締役会が賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は当社の少数株主にとって不利

益なものでないとする。

5. 上記1.乃至4.を踏まえ、当社取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非
- 上記1.乃至4.を踏まえれば、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であるとする。

なお、以上の答申内容は、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会において、表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べる事が予定されている。

(b) 答申理由

1. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると認められる。

- (1) 以下の当社における事業環境及び経営課題の認識は合理性を有すること。
- ・ 当社の主力製品は、可変抵抗器、車載用センサ、車載用ヒーターである。
  - ・ 可変抵抗器の分野では、長年の実績と大規模生産への対応力及びコスト管理により、近年では他の製造業者と遜色ない営業利益率を維持できる体制となっているものの、可変抵抗器の市場の成熟化を受け、大きな売上高増が難しい状況となっている。
  - ・ 車載用電装部品の分野では、特に車載用ヒーターの分野において、直近10年間で売上高を大きく伸ばすことができ、利益を確保しているものの、車載用電装部品の市場は競合が多く、価格競争も厳しいことから、利益率では可変抵抗器分野よりも低い状況が続いている。
  - ・ 上記の経営環境を踏まえて、当社は、量産品等の低価格帯の製品の販路拡大やシェアの拡大ではなく、当社の技術力を活かした高価格帯の製品の販売拡大や利益率の高い市場での販路拡大に向けて取り組んでいるものの、高価格帯の製品の販売拡大には研究開発部門の強化が必須である。
  - ・ 地域別の売上についてみると、日本国内の売上高は順調に上昇しているものの、海外地域（特に北米及び欧州）での販売が伸び悩んでいる状況が存在している。特に北米及び欧州の自動車市場においては、需要地生産が可能か否かが重要にな

るが、当社が、これから単独で北米又は欧州に生産拠点を設けることは困難である。

- ・ また、自動車産業における今後の技術革新（自動運転、電気自動車（EV）等）によつては、今までの供給製品の市場が急速に減少する懸念がある一方で、技術革新による新たな市場の創出に伴い、当社の車載用ヒータ等の販売を拡大する商機にもなり得る。
- ・ かかる商機を捉えるため、また高価格帯製品の市場における取引拡大のためには、研究開発人材の確保・育成が急務であるが、日本における構造的な人手不足に加えて、新規事業開発に必須の研究開発人材（エンジニア等）の供給不足のために、新事業開発や事業規模拡大に不可欠なグローバル人材の獲得が難航している。

(2) 以下の本取引により想定されるシナジー等の説明は合理性を有すること。

① 想定されるシナジー

- ・ 以下のとおり、Bourns グループ（Bourns 社を頂点とする企業集団を意味する。以下同じ。）のグローバルネットワーク及び実績を踏まえると、本取引により、主に(i)相互の販路の利活用による市場拡大、(ii)製品ラインナップの拡充・補完による販売拡大及び(iii)研究開発部門における人材交流・確保の点から高いシナジーが見込まれる。

(i) Bourns グループの概要

- ・ Bourns グループは、北米及び欧州を中心に、アフリカ、日本、台湾、中華人民共和国にも拠点を置き、世界 20 カ所以上の製造施設で事業を展開するグローバル企業集団であり、主に、(i) センシング・コンポーネント、(ii) 回路保護コンポーネント並びに(iii) 配電及び管理コンポーネントの分野で事業を展開している。
- ・ Bourns グループは、1947 年に創業され、世界で初めて小型リニアポテンシヨメータを製造し、航空宇宙産業分野等の高い品質が求められる分野の顧客に製品を供給してきた実績があり、その高い品質や信頼性で、非上場企業ながら世界的に認知されている。
- ・ なお、公開買付者は、当社株式の取得及び所有のために Bourns 社により出資設立されたデラウェア州法人であり、実質的には Bourns 社と同視し得る関係にあると認められる。

(ii) 相互の販路の利活用による市場拡大

- ・ 当社は、Bourns グループのグローバルな販売ネットワークを利用して、当社製品（特にセンサ事業の製品）や Bourns グループとの共同開発が期待さ

れる車載用ヒータ等を海外地域で販売することで、当社が現在伸び悩んでいる海外地域での売上高・利益率の大幅な向上が期待できる。

- ・ Bourns グループは、当社製品の販売が伸び悩んでいる北米及び欧州市場において圧倒的なシェアを有している一方で、当社は、Bourns グループが十分に販路開拓をできていない日本市場において、日本の OEM との直接的な関係を通じて強い存在感を示しており、販売地域に関する強い補完関係がある。
- ・ 特に、自動車業界に向けては、当社が強みを有する日系自動車メーカーへの販売、及び Bourns グループが生産拠点を有し、強みを有する米国及び欧州の自動車メーカーへの販売等、両者の販売網を活用した双方向の販売拡大を促進するシナジー効果が見込まれる。

(iii) 製品ラインナップの拡充・補完による販売拡大

- ・ ポテンショメータと角度検知センサ製品の分野に関して、当社と Bourns グループは、同様の製品ポートフォリオを有しているため、(a) 当社と Bourns グループによる原材料の共同購買が可能になることによる交渉力の向上、(b) 当社と Bourns グループの生産拠点の統廃合によるコスト削減や事務効率化や、(c) 当社と Bourns グループの生産技術の相互共有による新規商品の共同開発（自動運転を見据えたカメラ用ヒータや EV の寒冷地向けバッテリー用のヒータ等）や研究開発戦略の中長期的統合による持続的成長の推進を期待できる。
- ・ また、当社と Bourns グループの生産体制・技術力・商流・物流を組み合わせることにより、新規顧客や新規商品のマーケットへの参入を目指しやすくなる。

(iv) 研究開発部門における人材交流・確保

- ・ 当社の研究開発部門における人材確保との関係においても、多数の開発人員を抱え、また開発分野も広範な Bourns グループの研究開発部門を当社が活用することによって、研究開発や新規事業の開発力強化の側面でシナジーが見込まれる。
- ・ 特に、Bourns グループの米国航空宇宙局（NASA）との取引実績等の知見の共有を受けることは、当社の研究開発部門の意欲・士気向上や人材定着にも貢献し得る。
- ・ また、米国の軍需産業・航空宇宙産業等に携わる Bourns グループの研究開発の実績は、当社において自動車分野以外への応用研究にもつながる可能性がある。

② 本取引後の当社の経営方針について

- ・ Bourns 社は、本取引を通じて当社を公開買付け者の完全子会社とすることにより、センシング・コンポーネント及び部品、並びに、回路保護コンポーネントに係る事業分野の更なる成長に取り組んでいく方針である。
  - ・ 本取引後の当社の経営体制については、本公開買付けの成立後、当社の現在の経営体制を尊重しつつ、双方の企業価値をさらに向上させる観点から公開買付け者及び当社との間で協議を行い決定していく予定であり、現時点で具体的に決定又は合意している事項はなく、また、当社との間で当社の経営体制に関して交渉は行っていない。なお、Bourns 社としては、シナジーの早期発現に向け、取締役の派遣及び社員の出向を実施することを現時点においては想定しているが、派遣及び出向する具体的な人数については未定である。
- (3) 本取引により想定されるデメリットが限定的であること。
- ・ 当社株式の非公開化により、当社は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスを通じた資金調達や、社会的な信用の向上等、これまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになる。
  - ・ しかし、当社は、今後の事業を営むに当たって借入以外で資金調達を必要としない当社の現在の財務状況を考慮すると、エクイティ・ファイナンスを通じた資金調達機会の喪失は、本取引により期待できるシナジーより小さいものと判断している。
  - ・ また、当社における人材採用面で重要となる社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでこうしたブランド力等を失うわけではないと判断している。
- (4) 本取引に優る代替手段が存在しないという説明に不合理な点は認められないこと。
- ・ 当社は、当社及び Bourns グループの一部事業に限定した協業では、可変抵抗器を含む一部製品及び顧客において競合するケースが生じ、経済的メリットが限定されてしまうと判断している。
  - ・ 新規事業開発や研究開発における当社としての情報管理体制上、一部競業では開示できる情報の範囲が限定され、シナジーの効果が限定的になる一方で、一部資本参加で上場を維持した状態では上場維持コストが発生し、費用対効果の観点から非効率であることから、当社としては、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えている。
2. 本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付け価格等も含む。）の公正性・妥当性

以下に詳述するとおり、本公開買付け価格が、独立した第三者算定機関である株式会

社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」という。）及びデロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」という。）のそれぞれによる DCF 法に基づく各算定結果のレンジの範囲内にあること、取引条件に関する協議・交渉が特別委員会の実質的関与のもとで行われ、市場価格や過去の類似事例に照らしても相応のプレミアムが付された価格で最終合意に至っていること等を踏まえると、本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の妥当性が確保されているものと認められる。

なお、本公開買付けに係る当社と公開買付者の間の公開買付契約（以下「本公開買付契約」という。）において、当社の 2025 年度（第 68 回）定時株主総会で決議された当社普通株式 1 株当たりの配当金額が 175 円を超えた場合、本公開買付けの公開買付価格（1 株当たり 8,075 円を予定、以下「本公開買付価格」という。）から当該超過分を減額できる旨が規定されているため、当委員会は、本公開買付けが開始される際に、本公開買付価格を含む本取引の取引条件を確認の上、当委員会が当社取締役会に対して表明した答申意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べる予定である。

#### (1) 当社による株式価値算定書の取得

- ・ 当社は、本取引の条件、本公開買付価格等の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関として KPMG FAS を選任し、KPMG FAS から 2025 年 6 月 9 日付株式価値算定書ドラフト（以下「株式価値算定書（KPMG）」という。）を取得した。
- ・ 当委員会は、書面において、KPMG FAS が、Bourns 社及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないこと（本取引に係る KPMG FAS に対する報酬に、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていないことを含む。）を確認した上で、当社の第三者算定機関として承認した。
- ・ KPMG FAS は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を用いて当社株式の株式価値を算定した。
- ・ KPMG FAS が上記の手法に基づき算定した当社株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりである。

市場株価法	5,978 円～6,540 円
類似会社比較法	7,760 円～9,616 円
DCF 法	7,874 円～9,759 円

- ・ KPMG FAS による株式価値算定書（KPMG）及び算定に用いた当社の 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの事業計画（以下「本事業計画」という。）の内容に関する説明及び質疑応答の結果等からすると、KPMG FAS が株式価値算定書（KPMG）の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であり、上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられる。
- ・ なお、当該算定の前提となっている本事業計画の内容に関する当社及び KPMG FAS からの当委員会に対する説明を踏まえ、当委員会においても、本事業計画の作成経緯及び当社の現状を把握した上で、本事業計画の合理性を確認しており、結論として本事業計画に不合理的な点は見当たらない。
- ・ 株式価値算定書（KPMG）の算定結果を前提にすると、当社と公開買付者との間で合意された本公開買付価格は、①市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、②類似会社比較法及び DCF 法による算定結果の各レンジの範囲内にある。

## (2) 当委員会による株式価値算定書の取得

- ・ 当委員会は、Bourns 社、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」という。）を選任し、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、2025 年 6 月 9 日付株式価値算定書（以下「株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）」という。）を取得した。
- ・ なお、当委員会は、書面において、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーが、Bourns 社、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないこと（本取引に係るデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対する報酬に、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていないことを含む。）を確認した上で、当委員会の第三者算定機関として選任した。
- ・ デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、当社の将来の事業

活動の状況を算定に反映するために DCF 法を用いて、当社株式の 1 株当たりの株式価値の算定を行った。なお、当社と類似性の高い抵抗器・車載用電装品事業を営む上場会社は限定的であるため、類似会社比較法は採用されなかった。

- ・ 上記の各方式において算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりである。

市場株価法	5,978 円～6,540 円
DCF 法	7,487 円～9,082 円

- ・ デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）及び算定に用いた本事業計画の内容に関する説明及び質疑応答の結果等からすると、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーが当社株式の価値の算定に当たり採用した手法及び算定の過程並びに株式価値の算定結果について、特段不合理と認められる点はない。なお、上記のとおり、上記算定の前提となった本事業計画に不合理的な点は見当たらない。
- ・ 上記のとおり、株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）の算定結果を前提に、当社と公開買付者との間で合意された本公開買付価格は、①市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、②DCF 法による算定結果のレンジの範囲内にある。

### (3) 取引条件に係る協議・交渉過程

- ・ 当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとしてトランスキャピタル、リーガル・アドバイザーとして敬和総合、及び第三者算定機関として KPMG FAS を起用し、それぞれの助言を得た上で、以下のとおり、本公開買付価格等を含む本取引全般の取引条件に係る協議・交渉を実施した。なお、本取引の取引条件に係る協議・交渉過程については、後記のとおり、当委員会が実質的に関与している。
- ・ 2024 年 11 月 4 日、Bourns 社は、当社に対し、本取引を行うために当社の全ての株式を現金で取得すること、及び 1 株当たり 5,400 円から 5,600 円の公開買付価格で公開買付けを行うことに関する法的拘束力のない意向表明書（以下「初回提案」という。）を提出した。
- ・ さらに、2024 年 11 月 21 日、Bourns 社と当社は、公開買付者による本取引の実施を検討するための当社に対するデュー・ディリジェンス等に関して、Bourns 社及び当社が双方に秘密保持義務を有すること等を定めた秘密保持契約を締結した。Bourns 社は、2025 年 1 月 1 日から、当社に対するデュー・ディリジェンスを開始し、2025 年 2 月中旬頃には、Bourns 社及び当社の双方の経営陣による日本での追

加的な現地視察及び本取引に関する協議が実施され、2025年3月17日の週に、Bourns社の経営陣が、これまで視察していなかった当社の残りの全事業所を訪問する形で現地視察を終了した。

- ・ その後、2025年4月30日、Bourns社は、当社に対し、本取引を行うために当社の全ての株式を現金で取得すること、及び1株当たり6,910円（初回提案比最大127.96%）の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第2回提案」という。）を提出した。
- ・ 第2回提案に対し、当社は、KPMG FASから取得した暫定的な株式価値算定結果及び当委員会における審議・検討に基づく当委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、トランスキャピタルの助言を受けながらBourns社と交渉を重ねた結果、Bourns社から、2025年5月22日、1株当たり7,100円（初回提案比最大131.48%）の価格提示（以下「第3回提案」という。）を受領した。
- ・ これに対し、当社は、当委員会にも確認の上で、第3回提案における公開買付価格は、KPMG FAS及びDTFAのDCF法に基づく各試算結果のレンジの下限に達しておらず、当社が本取引に賛同かつ応募推奨できる価格水準と乖離しているとの理由から、Bourns社に対して提案価格の引上げを要請した。
- ・ その後、当社は、2025年6月3日、Bourns社から、大要、(i)本公開買付価格の102%（以下「本閾値」という。）以下の買付価格による対抗的公開買付けに対しては、いかなる場合も当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できない、(ii)本閾値を超える買付価格による対抗的公開買付けが行われ、当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できる場合も、当社はBourns社が負担した取引費用相当額のブレイクアップ・フィー（最大3,000,000米ドル相当。以下「ブレイクアップ・フィー」という。）を公開買付者に対して支払わなければならない、及び(iii)競合取引の協議等を禁止する旨の取引保護条項（詳細は後記第3.3.(3)参照）を含む本公開買付契約のドラフトと併せて、本公開買付けの公表後に実施される配当額を調整することを前提に、1株当たり8,250円（初回提案比最大152.78%）の本公開買付価格の提示（以下「第4回提案」という。）を受けた。
- ・ その後、当社は、Bourns社と、2025年度（第68回）定時株主総会における当社提案の配当金額（175円）を踏まえ、本公開買付価格の算定の前提として、配当金額（175円）を公開買付価格から減額する点について相互の認識を合わせる協議を経て、当社は、2025年6月8日（以下「最終提案日」という。）、Bourns社から、本公開買付価格を1株当たり8,075円（初回提案比最大149.54%、最終提案日の前営業日である2025年6月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値（6,540円）対比123.47%）とする提示（以下「最終提案」という。）を受け、最終的に妥結した。

- 本公開買付価格は、2025年6月9日（以下「直前日」という。）までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、直前日の終値で23.47%、直前日の過去1カ月の平均終値で23.68%、直前日の過去3カ月の平均終値で30.12%、直前日の過去6カ月の平均終値で35.08%のプレミアムを加えた金額に相当する。
- 当社は、トランスキャピタル及び敬和綜合の助言並びに当委員会との協議も踏まえて、Bourns社に対して、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除を要請し、また競合取引の協議等の禁止の緩和を要請したところ、競合取引の協議等の禁止の緩和については応諾を得たものの、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除については、Bourns社のグローバル戦略における当社の重要性とシナジーの実現、約5ヶ月間に渡る広範かつ深度のあるデュー・ディリジェンスの結果得られた当社企業価値最大化の実現への自信と本ディール完遂の強固な意図、少数株主の利益への配慮等を前提に、プレミアムを付した提示価格が、本閾値とブレイクアップ・フィーの提案と一体として行われたものであることを理由に、当社の繰返しの要請にかかわらず応諾を得ることは出来なかった。当社は、(i)Bourns社との協議及び交渉を通じて、Bourns社から計5回の提案を受けていること、(ii)最終提案において提示された本公開買付価格が初回提案対比144.20-149.54%に相当する価格であり、また、最終提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値対比123.47%相当の価格であること、(iii)前記第3.2.(1)及び(2)記載のとおり、本公開買付価格が、株式価値算定書(KPMG)及び株式価値算定書(DTFA)において示された各手法の当社株式1株当たりの株式価値のレンジを超えている又はその範囲内にあること、(iv)後記第3.2.(4)記載のとおり、本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、直前日の終値で23.47%、直前日の過去1カ月の平均終値で23.68%、直前日の過去3カ月の平均終値で30.12%、直前日の過去6カ月の平均終値で35.08%のプレミアムを加えた金額に相当し、相応のプレミアムが付されていること等を踏まえて、少数株主に相応のプレミアムが付された価格での当社株式の売却機会を提供することとBourns社の求める取引保護の要請を比較衡量した結果、本閾値及びブレイクアップ・フィーを理由に、当社の株主から、本公開買付価格での当社株式の売却機会を奪うことは適当ではなく、公開買付者及び当社が作成し開示する予定の各開示書類において、取引保護条項の内容を含む本公開買付契約の内容について具体的な記載がなされ、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報を開示し、取引条件の妥当性等について一般株主による十分な情報に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行われる状況を確保した上で、本件取引を実施することが妥当であると判断し、当委員会にも確認の上で、2025年6月10日付で、公開買付者からの最終提案を応諾する旨の回答を行い、公開買付者との間で、

本公開買付価格を8,075円とすることについて合意に至った。なお、当社は、最終提案に応諾する際に、敬和総合から、当社が本閾値及びブレイクアップ・フィーを含む取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、当社取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見を受領した。

- ・ かかる一連の協議・交渉においては、その進行過程において、当委員会の設置以降、当社並びにトランスキャピタル及び敬和総合から、特別委員会の場で又は電子メールにて適時に当委員会に対して共有及び説明がなされ、随時、当委員会による方針の確認及び当委員会の意見の聴取を得ながら、当委員会は、DTFA から随時、公開買付案件に関わる広範な経験を踏まえた適切なアドバイスを受け、それを斟酌する等、知見の豊富な外部の専門家の意見も適宜踏まえた上で、取引価格その他の取引条件の交渉方針について意見を述べる形で、その実質的な関与の下に行われた。
- ・ 当社と Bourn 社及び公開買付者との間の公開買付価格等の本取引の取引条件に関する協議・交渉過程において、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して真摯な交渉が実施された結果、上記のとおり、本公開買付価格は、初回提案と比較して約44-50%増額した価格で合意に至った。

#### (4) プレミアムの水準

- ・ 本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、直前日の終値で23.47%、直前日の過去1カ月の平均終値で23.68%、直前日の過去3カ月の平均終値で30.12%、直前日の過去6カ月の平均終値で35.08%のプレミアムを加えた金額となっている。
- ・ 過去の類似事例（具体的には、公正なM&Aの在り方に関する指針の公表後である2019年7月以降に公表され、2025年6月9日までに成立した、買収者が対象会社との資本関係がなく、対象会社を完全子会社化する事例（二段階TOB等の特殊なストラクチャーを採用している事例を除く。）におけるプレミアムの中央値（公表日前日の終値の52.74%、公表日前日の過去1カ月の平均終値で53.09%、公表日前日の過去3カ月の平均終値で49.00%、公表日前日の過去6カ月の平均終値で53.63%）を踏まえると、本公開買付価格は、市場価格に一定のプレミアムが付されたものであり、当社株価が過去6か月間において株価上昇局面にあることも考慮すれば、相応のプレミアムが付されていると認められる。

#### (5) 本スクイーズアウトの条件

- ・ 本取引においては、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社株式の全てを取得するに至らなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社株式の全

ての株式等売渡請求を行い、又は株式併合を行うこと（本スクイーズアウトの実施）を予定している。

- ・ また、本スクイーズアウトの条件に関しても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定される予定であることが明らかにされている。

### 3. 本取引に係る手続の公正性

以下の点により、公正性を担保するための適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらず、本取引の手続の公正性が確保されているものと認められる。

#### (1) 独立した特別委員会の設置及び関与

- ・ 本取引に係る取引条件の形成過程において、当委員会の設立以降は、当委員会が本取引に対して関与する状態が確保されていた。
- ・ 当委員会の委員は、Bourns 社、公開買付者及び当社のいずれからも独立した、社外取締役（監査等委員）兼独立役員 3 名と、M&A に関する専門性（手続の公正性や企業価値評価に関する専門的知見）を有した外部有識者 2 名で構成されている。
- ・ 当委員会の各委員に対しては、その責務に応じた適切な内容・水準と考えられる報酬が付与されており、また、付与されることが予定されている。
- ・ 当社取締役会は、当委員会の設置の趣旨に鑑み、当委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して意思決定を行う体制が整備されている。
- ・ 当社と公開買付者との間の協議及び交渉の方針又は具体的な状況については、当委員会の設置以降、適時に当委員会への報告が行われ、かつ、特に本公開買付価格に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ当委員会から当社及びトランスキャピタルに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる交渉の要請等を行う等、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の交渉過程に当委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていた。

#### (2) 外部専門家からの助言等の取得

##### (ア) ファイナンシャル・アドバイザー

- ・ 当社は、当社の事業に対する理解が深く、また、独立した財務アドバイザーとして、トランスキャピタルを選任し、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断に係る支援を受けていたことが認められる。

##### (イ) 法務アドバイザー

- ・ 当社は、独立した法務アドバイザーとして、敬和総合を選任し、本取引に関する法的助言を取得していたことが認められる。

### (ウ) 第三者算定機関

- ・ 当社は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付け価格等の公正性・妥当性を確保すべく、当社株式に係る株式価値の算定を、独立した第三者算定機関である KPMG FAS へ依頼した上で、株式価値算定書 (KPMG) を取得した。
- ・ また、当委員会は、本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付け価格等の公正性・妥当性を担保する目的で、独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを、当委員会の第三者算定機関として起用した上で、株式価値算定書 (デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー) を取得し、当該算定書に基づき本取引に係る条件交渉に関する助言を受けていた。

### (3) マーケット・チェック

- ・ 当社は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、積極的なマーケット・チェックを実施していない。
- ・ 本公開買付けに至るまでの過程において、当社は、2025年2月18日に金融事業を営む株主 (以下「アライアンス候補先」という。) から書面にて当社取締役会宛に当社の非公開化及びそれを前提としたデュー・ディリジェンスを企図した、法的拘束力を有しない意向表明書 (以下「アライアンス提案」という。) を受領した。当社は、トランスキャピタル及び敬和総合からの助言を踏まえ、経済産業省が2023年8月31日付で策定した「企業買収における行動指針」 (以下「企業買収行動指針」という。) に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受け入れ及び「真摯な検討」 (企業買収行動指針 3.1.2) を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、アライアンス候補先が考える、事業会社の運営・事業再構築に係った経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025年2月26日に当社からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付した。その後、これに対応するアライアンス候補先から当社に対する情報提供は行われていない。なお、アライアンス提案には、デュー・ディリジェンスを実施後、2025年4月15日までに、アライアンス候補先から具体的な提案を行うこと、また、アライアンス候補先が具体的な提案書を提示するのに必要な十分なデュー・ディリジェンスその他の本取引実施のための精査が実施できなかつたと判断した場合は、アライアンス提案は取り下げることが記載されていたところ、アライアンス候補先との具体的な協議が行われないうまま、2025年4月15日が経過している。

- また、当社は、2025年2月26日に、他の株主とのIR面談において、当該株主を通じて、事業会社である株主（以下「株主X」という。）から当社取締役会宛に当社の企業価値向上に向けた事業運営上の協議を要望する書面（以下「要望書面」という。）を受領した。その後、当社は、当該書面の内容について、2025年3月28日に、株主Xとウェブ方式により面談を行った。要望書面及び面談を踏まえて、当社は、トランスキャピタル及び敬和総合からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価等の主要な取引条件の提示等がなされておらず、当社の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」（企業買収行動指針3.1.2）に当たらないと判断した。当該判断に従い、当社は、2025年4月1日に株主Xに対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行った。その後、2025年5月19日、当社は、株主Xから、当社との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領したため、現時点で、株主Xとの間で、当該協議に向けた調整が行われている状況である。
- 以上の経緯を踏まえ、今後、第三者から具体的で、目的の正当性があり、かつ実現可能性のある真摯な提案が出てくる可能性を否定できないこと等も考慮すると、本取引においては、いわゆる消極的なマーケット・チェック（他の買収者による対抗提案）の機会を確保する必要性は、同種事案に比して相対的に高いものと認められる。
- この点、本公開買付けにおける買付等の期間（以下「本公開買付期間」という。）は、30営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間に設定されており、本公開買付けに係る開始予定について公表する2025年6月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年8月12日（予定）までの期間は44営業日となっており、公表後、対抗提案が可能な期間を長期間確保しているといえる。
- また、本公開買付契約において、概要、以下のような取引保護条項の定めがある（以下「本取引保護条項」と総称する。）。すなわち、①当社は、当委員会から本公開買付けに賛同する旨の答申書が得られており、かつ、それが撤回又は変更されていないことを条件に、本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議（以下「本賛同決議」という。）を行い、本公開買付けに係る買付期間が終了するまでの間、下記②の場合を除き、本賛同決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わないこと、②当社は、本公開買付契約締結後、公開買付期間の5営業日前までに、(i) 公開買付者以外の第三者により、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る対価による当社株式の公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）が開始された場合、又は、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る取得対価により当社株式を公開買付けによって取得する予定である旨の公開買付けの予告が公

表された場合（当社株式取得のために必要な資金調達が合理的に見込まれ、かつ、当社株式取得のために必要な法令等の承認や手続が合理的な期間内に完了すると見込まれる場合に限る。以下、対抗公開買付けと総称して「対抗提案」という。）（但し、いずれの場合においても、(a) 上限の定めがなく、かつ、(b) 対抗提案に係る公開買付け完了後の当社の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限る。）であって、(ii) (a) 当社の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、本賛同決議を維持することが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断するとともに、(b) 当委員会が本賛同決議の取下げ又は変更を推奨するときには、当該弁護士の意見を公開買付者に開示した上で、公開買付者との間で本公開買付価格の変更に関する協議をすることを提案することができること、さらに、当該提案後5営業日後の日又は本公開買付期間の末日のいずれか早い日まで、公開買付者が、本公開買付価格を対抗提案が提示する公開買付価格と同額にする、又は、これを超える価格に引き上げる旨の変更を行わない場合には、公開買付者に対してブレイクアップ・フィーとして、公開買付者が本取引のために要した費用に相当する額（最大3百万米ドル（又は支払時の為替レートに基づく同額の日本円））の支払を条件として、当社は、本賛同決議の変更又は撤回を行うことができること、③当社は、本公開買付契約締結後、本スクイズアウトが完了する日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本取引と実質的に競合又は相反する取引（以下「本競合取引」という。）について積極的に勧誘や交渉等を行わないこと。但し、当社の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、当該交渉等を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断する場合には、当社が本競合取引について交渉等を行うことが例外的に許容されていること（但し、かかる例外は、本競合取引が公開買付けの態様による場合には、対抗公開買付けの要件に該当するものであって、買付けを行う当社株式の数に、(i) 上限の定めがなく、かつ、(ii) 本競合取引完了後の当社の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限る。）。

- ・ 上記の本取引保護条項のとおり、当社は、本公開買付契約において、他の潜在的な買収者との協議等が一定程度制限されてはいる。しかしながら、本閾値（102%）は過度に高い設定とまではいえず、またブレイクアップ・フィーの金額（取引費用相当額で最大3,000,000米ドル）も過度に高額とまではいえず、実質的に当社の株主に対して本取引を承認することを強制する効果を持つような性質のものではないこと、また、競合取引の協議等の制限については、対抗提案者との接触等を一切禁止するものでなく、当社取締役の善管注意義務に違反し得ると当社取締役会が合理的に判断した場合においては協議等を行うことは妨げられておらず、対抗提案者が実際に出現した場合に、当該対抗提案者が当社と接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意等にはなっていないことに鑑みれば、本取引保護条項をもって、

直ちに他の買収者による買収提案の機会の確保が十分に確保されていないとはいえないと考える。なお、本取引保護条項については、敬和綜合に助言を求め、敬和綜合から、当社が本取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、当社取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見の提出を受けている。

(4) 本スクイーズアウトの条件

- ・ 本取引においては、本公開買付け後に本スクイーズアウトの実施が予定されている（現状、株式等売渡請求又は株式併合の手続によることが予定されている。）ところ、本スクイーズアウトの条件が、本公開買付け価格と同一の価格を基準として算定、決定されることが予定されていること、また、本スクイーズアウトが、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されている。
- ・ いわゆる二段階買収としての本スクイーズアウトに関する事項については、早期かつ詳細な開示及び説明が行われる予定である。

(5) マジョリティ・オブ・マイノリティ

- ・ 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が 894,500 株に設定されているところ、当該株式数は、当社の 2025 年 3 月期決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（1,581,250 株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（229,578 株）を控除した株式数（1,351,672 株）を 2 で除した株式数（675,836 株（小数点以下は切り上げ。））を上回っており、本公開買付けにおける買付予定数の下限が、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する数を上回っていると認められる。

(6) 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性

- ・ 本取引に関する一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性について、公開買付け者及び当社が作成し開示する予定の各開示書類において、本取引保護条項の内容を含む本公開買付け契約の内容について具体的な記載がなされており、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示されていると認められる。

4. 本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手續に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本取引

の取引条件は公正・妥当であり、また本取引に係る手続は公正であると考えられるから、本取引を行うこと（当社取締役会が賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

5. 上記1.乃至4.を踏まえ、当社取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記1.乃至4.に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられるから、当社取締役会が本公開買付けに賛同する意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正・妥当であり、本取引に係る手続は公正であると考えられるから当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当であると考えられる。

#### ②当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして敬和綜合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。なお、敬和綜合法律事務所は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本特別委員会は、敬和綜合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。また、敬和綜合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

#### ③当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として KPMGFAS に当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年6月9日付で当社株式価値算定書(KPMG FAS)を取得しております。なお、KPMGFASは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、第1回特別委員会において、KPMGFASの独立性及び専門性に問題がないことから、当社の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることに異議がないことを確認しております。当社株式価値算定書(KPMG FAS)の概要につきましては、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照下さい。

#### ④当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、敬和綜合法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意事項についての法的助言、当社株式価値算定書(KPMG FAS)の内容、本特別委員会から入手した本答申書等を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日開催の当社取締役会において、取締役8名の全員一致で、本公開買付けに対して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

このような事情を踏まえ、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した本特別委員会に対して、本答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

#### ⑤他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本公開買付けの買付期間は、法令に定められた最短期間より長期である30営業日に設定されています。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付け価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのことです。また、公開買付者は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っていないとのことです。そのため、公開買付者は、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

当社は、本公開買付け契約の締結によっても、本公開買付け契約における賛同維持義務の解除される対抗提案の要件等(注)に照らして、対抗的買収提案者による買収機会が確保されていると考えています。

(注) 本公開買付け契約における賛同維持義務の解除される対抗提案の要件等については、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付け契約」をご参照ください。

#### ⑥ マジヨリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) 条件を満たす下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいては、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を894,500株(所有割合:66.18%)としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、本公開買付けの買付予定数の下限(894,500株)は、本基準株式数(1,351,672株)(当社2025年3月期決算短信に記載された

2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(1,581,250株)から、同日現在当社が所有する自己株式数(229,578株)を控除した株式数をいいます。以下同じです。)を2で除した株式数(675,836株)を上回っております。これは、本公開買付けにおける買付予定数の下限が、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回っていることを意味しており、公開買付者は、当社の株主の皆様の意思を重視し、当社の株主の皆様の少なくとも過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを行わないこととし、本公開買付けの公正性を担保することとしているとのことです。

#### 4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### ① 本公開買付契約

公開買付者は、本日付で、当社との間で、本公開買付契約を締結しております。本公開買付契約において、以下の事項について合意しております。

- (a) 公開買付者は、本公開買付けの開始予定の公表を行い、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄されていることを条件として、本公開買付けを実施すること。
- (b) 当社は、本特別委員会から本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の答申が得られており、かつ、それが撤回又は変更されていないことを条件に、本賛同決議を行い、本公開買付けに係る買付期間が終了するまでの間、下記(c)の場合を除き、本賛同決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わないこと。
- (c) 当社は、本公開買付契約締結後、公開買付期間の5営業日前までに、(ア) 公開買付者以外の第三者により、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る対価による当社株式の公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合、又は、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る対価により当社株式を公開買付けによって取得する予定である旨の公開買付けの予告が公表された場合(当社株式取得のために必要な資金調達が合理的に見込まれ、かつ、当社株式取得のために必要な法令等の承認や手続が合理的な期間内に完了すると見込まれる場合に限る。以下、対抗公開買付けと合わせて「対抗提案」と総称します。)(但し、いずれの場合においても、①上限の定めがなく、かつ、②対抗提案に係る公開買付け完了後の当社の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限ります。)であって、(イ) ①当社の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、本賛同決議を維持することが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断するとともに、②本特別委員会が本賛同決議の取下げ又は変更を推奨するときには、当該弁護士の意見を公開買付者に開示した上で、公開買付者との間で本公開買付価格の変更に関する協議をすることを提案することができること。さらに、当該提案後5営業日後の日又は公開買付期間の末日のいずれか早い日までに、公開買付者が、本公開買付価格を対抗提案が提示する公開買付価格と同額にする、又は、これを超える価格に引き上げる旨の変更を

行わない場合には、公開買付者に対してブレイクアップ・フィーとして、公開買付者が本取引のために要した費用に相当する額（最大3百万米ドル（又は支払時の為替レートに基づく同額の日本円））の支払を条件として、当社は、本賛同決議の変更又は撤回を行うことができること。

- (d) 当社は、本公開買付契約締結後、スクイーズアウト完了までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本取引と実質的に競合又は相反する取引（以下「本競合取引」といいます。）について勧誘や交渉等を行わないこと。但し、当社の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、当該勧誘や交渉等を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断する場合には、当社が本競合取引について勧誘や交渉等を行うことが例外的に許容されていること（但し、かかる例外は、本競合取引が公開買付けの態様による場合には、対抗公開買付けの要件に該当するものであって、買付けを行う当社株式の数に、①上限の定めがなく、かつ、②本競合取引完了後の当社の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限ります。）。
- (e) 当社は、本公開買付契約締結後、スクイーズアウト完了までの間、公開買付者以外の第三者から本競合取引の提案等を受けた場合には、取締役の善管注意義務に明確に違反する場合を除き、その提案等の詳細を公開買付者に通知し、当該提案等への対応について公開買付者との間で誠実に協議すること。

また、本公開買付契約においては、上記のほか、公開買付者及び当社による表明保証事項（注1）、当社のその他の義務（注2）、解除・終了事由（注3）が定められています。なお、公開買付者は表明保証保険に加入し、当社による表明保証違反による損害については、かかる違反が詐欺的である場合を除き、当該表明保証保険による保険会社への請求のみができる旨が定められています。

- （注1）本公開買付契約において、当社は、大要、当社グループについて、①適法かつ有効な設立及び存続並びに事業に必要な権限及び権能、②本公開買付契約の有効な締結及び手続の履践、③本公開買付契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産申立原因等の不存在、⑥反社会的勢力との取引の不存在、⑦未公表の重要事実の不存在、⑧当社株式及び子会社株式に関する事項、⑨財務情報の正確性、⑩事業に必要な資産、重要な契約等の保有、⑪事業に必要な許認可等の取得、⑫労働法令、環境法令、その他適用される法令等の遵守、⑬訴訟の不存在、⑭税務申告等に関する事項、⑮本取引に関連して開示した情報の正確性等について、表明及び保証を行っております。また、本公開買付契約において、公開買付者は、大要、①適法かつ有効な設立及び存続並びに事業に必要な権限及び権能、②本公開買付契約の有効な締結及び手続の履践、③本公開買付契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産申立原因等の不存在、⑥反社会的勢力との取引の不存在、⑦本公開買

付けの買付代金の確保について、表明及び保証を行っております。

(注2) 本公開買付契約において、当社は、上記の義務のほか、大要、①本公開買付け成立後の本スクイーズアウトへの協力義務、②本取引完了までの期間における通常の業務の範囲での事業の実施義務、③自己の表明保証違反、義務違反又は本前提条件の不充足が合理的に認識された場合の通知義務を負担しています。

(注3) 本公開買付契約において、①相手方当事者（公開買付者にとっては当社を、当社にとっては公開買付者を指します。）につき、(a)本公開買付契約に基づく義務の重大な違反がある場合、又は(b)表明保証事項の重大な違反がある場合、②自らに帰責性があるときを除き、本公開買付けが2025年12月31日までに開始されない場合等が解除事由として規定されています。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「④ 本公開買付け後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」並びに「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

以 上

(参考) 本日付「Bourns Japan Holdings LLCによる東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（別添）をご参照ください。

2025年6月10日

各位

会社名	東京コスモス電機株式会社
代表者名	代表取締役社長 岩崎 美樹 (コード番号：6772 東証スタンダード市場)
問合せ先	取締役管理本部長 久保田 純 (TEL 046-253-2111)

会社名	Bourns Japan Holdings LLC
代表者名	管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト

**Bourns Japan Holdings LLCによる  
東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する  
公開買付けの開始予定に関するお知らせ**

Bourns Japan Holdings LLCは、本日、別添のプレスリリース「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、Bourns Japan Holdings LLC（公開買付者）が東京コスモス電機株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年6月10日付「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

2025年6月10日

各位

会社名 Bourns Japan Holdings LLC  
代表者名 管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト

## 東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ

Bourns Japan Holdings LLC（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年6月10日、東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、対象者の2025年5月1日付「株主提案に関する書面受領のお知らせ」によれば、対象者の株主から対象者の2025年6月24日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）につき取締役選任に関する株主提案が提出されていることに照らすと、本定時株主総会が対象者の株主の皆様にとって対象者の経営方針及び経営の受託者を決定する重要な場となるものと予想しています。この点を踏まえ、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として本取引を実施する予定であることを本定時株主総会までに公表し、本取引を本定時株主総会の議案に関する重要なテーマの一つとして提示することで、対象者の株主の皆様が今後の対象者の経営方針及び経営の受託者を判断するための材料を提供することが、対象者の株主の皆様にとって有益であると考えています。また、本定時株主総会には、剰余金の配当議案が付議される予定であるところ（対象者の2025年5月12日付の「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。）、対象者の株主による修正動議によって剰余金の配当金額の増額が決議される可能性があるため、公開買付者は、本定時株主総会後にそこで決議された剰余金の配当金額を確認し、それに応じて本公開買付けの1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を決定しない限り、本公開買付けを開始することはできないと判断いたしました。以上より、本日、本公開買付けの開始予定の公表に至りました。

その上で、公開買付者は、公開買付者が本日付で対象者との間で締結した公開買付け契約（Tender Offer Agreement、以下「本公開買付け契約」といいます。本公開買付け契約の詳細は、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付け契約」をご参照ください。）に基づき、一定の前提条件（注1）（以下「本前提条件」といいます。）が充足され又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しております。

本日現在、対象者は、本定時株主総会を2025年6月24日に開催する予定とのことであり、公開買付者は、本定時株主総会が2025年6月24日に開催され、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄された場合には、本定時株主総会后、2025年6月30日（予定）に本公開買付けを開始することを予定しております。なお、本公開買付け開始の見込み時期は変更となる可能性がございますが、公開買付者に公開買付けの開始予定を撤回する、又は、公開買付けの開始後に公開買付けを撤回する意向は現時点ではございません。本公開買付け開始の見込み時期が変更となった場合は、速やかにお知らせいたします。

（注1）本公開買付けについては、以下の本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄された場合に開始いたします。なお、本前提条件は、いずれも公開買付者のみの決定により放棄できることが定められております。

- ① 対象者取締役会により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議（以下「本賛同決議」といいます。）がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと

- ② 本特別委員会（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。)において、対象者取締役会が本賛同決議をすべき旨の適法かつ有効な答申が行われており、かつ、当該答申が対象者のプレスリリースを通じて公表され、かつ、撤回又は変更されていないこと
- ③ 対象者において、本定時株主総会が開催され終結したこと
- ④ 本公開買付け又はその応募を制限若しくは禁止し、又はこれが法令に違反する旨の司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その判断等がなされる合理的なおそれもないこと
- ⑤ 本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務（注2）が重要な点において全て履行又は遵守されていること
- ⑥ 本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証（注3）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑦ 公開買付者が、本公開買付けに応募された対象者株式の全てを取得するために適用される法令上必要な許認可等（注4）を全て取得できないことが合理的に見込まれないこと
- ⑧ 対象者に係る未公表の重要事実等（法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第4項に従い公表されているものを除きます。）及び同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。))が存在しないこと
- ⑨ 本公開買付けに係る公開買付届出書に記載された本公開買付けの撤回事由に該当する事象が発生していないこと
- ⑩ 本公開買付契約締結日以降、対象者の事業、資産、負債、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又は将来の収益計画若しくは見通しに対する重大な悪影響を及ぼす、又は、及ぼす可能性があるとは合理的に予想される変化、事由又は事象が生じていないこと

（注2）本公開買付契約に基づく対象者の義務の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

（注3）本公開買付契約に基づく対象者による表明及び保証の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

（注4）本日現在、本公開買付けの実施に伴い公開買付者において取得が必要となる許認可等はありません。

## 1. 買付け等の目的等

### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者の概要は、下表のとおりです。

(1) 名称	Bourns Japan Holdings LLC
(2) 所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン、リトルフォールズドライブ CSC251
(3) 代表者の役割・氏名	管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト
(4) 事業内容	対象者の株券等を取得及び所有すること
(5) 資本金	1,000 米ドル（本日現在）（注1）

（注1）144,900 円（なお、米ドルから日本円への換算は、2025 年 6 月 9 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の為替レートの伸値である 1 米ドル=144.90 円にて計算しております。）。

今般、公開買付者は、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄された場合、本取引の一環として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を保有しておりません。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、894,500株（所有割合（注2）：66.18%）を買付予定数の下限（注3）として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（894,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として実施されることから、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（894,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）「所有割合」とは、対象者が2025年5月12日付で公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者2025年3月期決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（1,581,250株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（229,578株）を控除した株式数（1,351,672株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の計算において同じです。

（注3）「買付予定数の下限」の数値は、本日現在、対象者に確認した情報に依拠する暫定的な数値であり、本日以後における対象者が所有する自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数の下限」を決定する予定です。

なお、買付予定数の下限（894,500株）については、対象者2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（1,581,250株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（229,578株）を控除した株式数（1,351,672株）に係る議決権の数（13,516個）に3分の2を乗じた数（9,011個、小数点以下を切上げ）から、対象者の取締役が付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）（6,600株、所有割合：0.49%）に係る議決権の数（66個）を控除し（注4）、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（894,500株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合（下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」の「②株式併合」において定義します。以下同じです。）を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

（注4）本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、本日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を割り当てられている取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するに当たって、これらの本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金及び公開買付者の完全親会社である Bourns, Inc.（カリフォルニア州法人。以下「Bourns社」といいます。）からの最大10百万米ドルの融資により賄うことを予定しております。

対象者が本日付で公表した「Bourns Japan Holdings LLCによる当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、対象者株式の取得及び所有を主たる目的として Bourns 社により出資設立されたデラウェア州法人です。Bourns 社は、1947 年にマーラン・ボーンズ氏とローズマリー・ボーンズ氏の創業夫妻によって設立され、現在では、カリフォルニア州リバーサイドに本社を置いています。Bourns 社は、現在もボーンズ氏一族によって非公開の態様で保有される民間企業として、繁栄し続けていると考えています。また、Bourns 社を頂点とする合計 36 社の子会社及び関連会社からなる企業集団（以下「Bourns グループ」といいます。）は、北米、欧州、アフリカ、日本、台湾、中華人民共和国に拠点を置き、世界 20 カ国以上の製造施設で事業を展開するグローバル企業グループです。Bourns グループは、多数のエンドマーケット向けに電子部品の幅広いポートフォリオを製造・供給しており、主に以下の 3 つの事業分野に分かれています。

- (a) 位置、回転、トルク、速度、温度、圧力、湿度を計測するセンシング・コンポーネント及び部品
- (b) ディスクリット半導体、抵抗器、ポテンシオメータ、過電圧保護・過電流保護・熱保護ソリューションを含む回路保護コンポーネント
- (c) インダクター、トランスフォーマー、EMC フィルター、チョーク、チップビーズなどの配電及び管理コンポーネント

上記の 3 つの事業分野により、Bourns グループは幅広い電子部品及びソリューションのポートフォリオを提供しており、これが競合他社との差別化につながっています。Bourns グループは、多様な部品を取り揃えることで、顧客のサプライチェーンを簡素化し、設計者が Bourns グループの幅広いソリューションを活用できるようにしています。以下に述べるように、対象者が取り扱う製品は、特に上記の Bourns グループのセンシング・コンポーネント及び部品（上記(a)）、並びに、回路保護コンポーネント（上記(b)）に係る事業分野において Bourns グループが提供するポートフォリオにも自然に組み込むことができ、相乗効果があるものと考えております。

Bourns 社は、世界中で設計、開発、製造及び物流を行う完全に統合された組織に誇りを持っています。Bourns グループの製品は、グローバルな販売組織を通じて販売され、各地域の技術製品及び各地域の担当エンジニアが専門的な技術ノウハウを提供し、顧客に直接サービスを提供しています。Bourns 社は、高い品質、高い信頼性、納期の厳守、充実した顧客サービス及び誠実さで世界的に知られ、認知されていると自負しております。

上記の 3 つの事業分野の拡大を目指す中、Bourns 社は、企業買収にも積極的な企業です。過去 20 年間、現在までに Bourns 社にとっての最大の買収案件である日本のコマツライト株式会社（現在のボーンズ株式会社）の取得を含む 20 件以上の企業買収を完了した歴史があり、適時にかつ公正な方法で取引を完了する強固な能力を有していると考えております。Bourns 社は、継続的な投資と改善を通じて成長する潜在的な可能性を有する企業を買収しています。Bourns 社は、買収した事業体に投資を惜しまず、当該事業体の市場での将来性や成長力を加速させてきた歴史があります。

一方で、対象者は、可変抵抗器の製造販売を目的に 1957 年（昭和 32 年）に東京で創業したとのことです。その後、1961 年に東京証券取引所市場第二部に上場し、1972 年には八王子市に本店を移転したとのことです。1972 年に白河コスモス電機株式会社を福島県白河市に、1984 年に中津コスモス電機株式会社を大分県中津市に、初めての海外法人となる TOCOS AMERICA, INC を米国イリノイ州シャンバーグ市に設立したとのことです。また、1985 年に会津コスモス電機株式会社を福島県会津若松市に設立したとのことです。また、1987 年に台湾東高志電機股份有限公司を台湾台北市

に設立し、2003年に現在地に本店を移転し、2010年に煙台科思摩思電機有限公司及び煙台科思摩思貿易有限公司を中国山東省にそれぞれ設立し、2015年には広州東高志電子有限公司を中国広東省に設立し、現在に至っているとのことです。その間2017年には連結子会社である会津コスモス電機株式会社に第2工場を新設し事業の拡大に努めてきたとのことです。2022年4月には東京証券取引所市場第二部から東京証券取引所スタンダード市場へ移行しているとのことです。

また、対象者の企業集団は、対象者及び連結子会社8社で構成され（以下「対象者グループ」といいます。）、可変抵抗器、車載用電装部品などの製造販売を行う事業を展開しているとのことです。対象者及び対象者の関連会社の事業における対象者及び関連会社の位置付け及びセグメントとの関係は以下のとおりとのことです。

可変抵抗器については、対象者が販売するほか、製造工場として連結子会社である白河コスモス電機株式会社、中津コスモス電機株式会社、会津コスモス電機株式会社及び中国の広州東高志電子有限公司が生産をしているとのことです。

車載用電装部品については、対象者が販売するほか、製造工場として連結子会社である白河コスモス電機株式会社、中津コスモス電機株式会社、煙台科思摩思電機有限公司、会津コスモス電機株式会社及び広州東高志電子有限公司が生産しているとのことです。

対象者グループの製品の一部は連結子会社である台湾東高志電機股份有限公司、TOCOS America, Inc.、煙台科思摩思貿易有限公司及び広州東高志電子有限公司を通じて販売しているとのことです。

対象者は、ポテンシオメータ（注1）と角度センサー製品（注2）の分野に関して Bourns 社と同様の製品ポートフォリオを有していることから、Bourns 社にとって対象者は、市場における同業者であり、また、パートナーとして長年にわたって認知してきました。特に、Bourns 社として、対象者が提供するポテンシオメータは Bourns グループの回路保護コンポーネント（上記(b)）、角度センサー製品は Bourns グループのセンシング・コンポーネント及び部品（上記(a)）にそれぞれ親和性がある製品ポートフォリオであると分析しております。もともと、従来、対象者は、その製品に関して主に日本及びアジア市場において、主として日本の OEM（注3）との直接的な関係を通じて強い存在感を示していたのに対し、Bourns 社は、北米及び欧州市場の拡大を目指しており、対象者が存在感を示す日本及びアジア市場を獲得することには限界があると分析してきました。また、Bourns 社は、対象者の既存事業の規模、並びに、より広範なグローバル市場に参入するために必要な追加的な資源及び資本を考慮すると、対象者が現在の事業の成長を加速させ、北米及び欧州市場を含む地理的な市場の拡大を目指すためには、多くの資金拠出を要するものであり、現状は困難であると考えています。これは、Bourns 社がグローバルな販売及び運営インフラを活用し、対象者の業績向上を促進できる領域であると考えています。

（注1）ポテンシオメータとは、「可変抵抗器」として知られている電子部品であり、調整可能な分圧器を形成する摺動接点又は回転接点を備えた3端子抵抗器から構成されています。ポテンシオメータには、回転式ポテンシオメータ、線形ポテンシオメータなど、さまざまな種類があります。

（注2）角度センサー製品とは、通常、変位に対して相対的に測定される電圧を測定することにより、角度変位を検知・測定することができる電子部品です。角度センサー製品の種類には、磁気角度センサー（角度を測定するために磁界を利用するもの）、光学角度センサー（角度を測定するために光を利用するもの）、電位差角度センサー（抵抗変化に基づいて角度を測定するために電位差計を使用するもの）が含まれます。

（注3）OEMとは、「Original Equipment Manufacturing」の略称であり、受託者が生産業務のみを受託し他社ブランドの製品を製造すること、又は、かかる行為を行う企業を意味します。

同様に、Bourns 社は、対象者は限られた規模の市場を有する上場会社であるところ、現在までに北米及び欧州市場を含む地理的な市場の拡大が図られていないことを踏まえると、現在の市場における潜在的な成長可能性を実現するために、製品及び技術ポートフォリオを維持・成長させるための投資に必要な資本を拠出することが対象者にとって歴史的に困難であったものと考えています。また、Bourns 社は、対象者が非公開の民間企業の一部として、Bourns 社による追加投資資金を拠出することができる能力の恩恵を受けることで、対象者としてより幅広い顧客層に製品を供給することができる大きな機会を獲得できると考えています。さらに、現在の対象者は Bourns グループが取扱う製品群に比して少ない製品を取り扱っており、顧客のより強い関心を集めたり、浸透させたりすることを妨げている可能性があります。対象者を Bourns グループの事業ポートフォリオに加えることで、対象者の既存の顧客に広範な製品を

提供することが可能となるとともに、対象者の顧客基盤に強力なパートナーシップとソリューションを創出することができます。

このような状況の中で、Bourns 社は、2016 年頃から、対象者とプライベートブランドパートナーとして継続的なビジネス関係を築いており、現在、対象者は一部の製品を Bourns 社から購入し、当該製品を対象者のブランド名で対象者の消費者に対して販売しています。このようなビジネス関係をより深化させるべく、2024 年 2 月中旬頃、Bourns 社は、対象者の経営陣と Bourns 社の本社オフィスで協議をしました。当該協議では、両社間でより深い協力関係を築くことができる事業分野が存在する可能性が確認されるとともに、両社の製品ポートフォリオについて幅広い情報の交換が行われました。このような協議を受け、両社共通の見解として、何らかの形での協力関係を合意しておくことが有益であるとの観点から、Bourns 社は対象者との間において 2024 年 4 月 28 日付で守秘義務契約 (Confidentiality Agreement) を締結しました。かかる協力関係の当初の目的は、Bourns 社及び対象者の各製品の双方向でのプライベート・ラベリングの機会を拡大する可能性を、具体的には、Bourns 社がより多くの対象者の製品を米国市場に販売し、対象者が Bourns グループの一部の製品を日本の市場において販売することができるかを模索することにあります。また、2024 年 7 月頃、Bourns 社の経営陣が、対象者の事業所の視察を含め、さらなる協議のために対象者を訪問しました。当該訪問により対象者から説明された対象者の企業理念、経営方針及び将来の成長に向けた取組みや対象者との数ヶ月にわたる継続的な協議によって、対象者は Bourns 社にとって適切な買収先であること、特に Bourns 社のセンシング・コンポーネント及び部品に係る事業において対象者が取り扱う製品との共通性がみられ、Bourns 社のポートフォリオに無理なく組み込むことができること等の複数のシナジーが明らかになりました。2024 年 7 月頃の訪問後、Bourns 社は、対象者に対し、Bourns 社にとって対象者は適切な買収先であるとの考えに基づき、対象者の経営陣が Bourns 社による買収を含むさらなる協力機会の構築を受け入れる可能性があるか否かについて非公式に問い合わせました。これに対し、2024 年 7 月下旬頃、Bourns 社は、対象者から、対象者の長期的な成長と事業運営を確保するために役立つ戦略的方向性を取締役会において検討することを示唆され、前向きな回答を受領しました。

これを受け、2024 年 7 月下旬以降、Bourns 社は、対象者の製品ポートフォリオ、対象者が特に注力している市場及び当該市場に関連するトレンド、並びに、公開情報に基づく過去の財務上の実績等を含む対象者に関する具体的な分析を進めました。かかる分析の結果、Bourns 社は、対象者との既存のビジネス関係をより深化させるためには資本関係を伴わない業務提携では足りず、また、対象者株式を保有し、直接的に対象者の経営管理を行うことによって対象者の継続的な成長をも実現することができるとの考えに至り、公開買付け及びその後の一連の手続を通じて対象者を Bourns グループの完全子会社とすることが最も適切であるとの考えから、2024 年 11 月 4 日付で、対象者に対し、本取引を行うために対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 5,400 円から 5,600 円の公開買付価格で公開買付けを行うこと、に関する法的拘束力のない意向表明書（以下「第 1 回提案」といいます。）を提出いたしました。なお、第 1 回提案における公開買付価格は、2024 年 11 月 4 日の前営業日である 2024 年 11 月 1 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 4,250 円に対してプレミアム (27.06%から 31.76% (小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算について同じです。)) が付与されています。

さらに、2024 年 11 月 21 日付で、Bourns 社と対象者は、Bourns 社による本取引の実施を検討するための対象者に対するデュー・ディリジェンス等に関して、Bourns 社及び対象者が双方に秘密保持義務を有することなどを定めた秘密保持契約 (Confidentiality Agreement) を締結しました。その後、Bourns 社は、2025 年 1 月 1 日から 2025 年 5 月上旬まで、対象者に対するデュー・ディリジェンスを継続して実施し、当該デュー・ディリジェンスを通じて、Bourns 社は、対象者の事業に関する更なる評価を行い、対象者の事業価値の算定を行うために必要な対象者の事業に関する更なる知見を得ました。

なお、当該デュー・ディリジェンス期間中である 2025 年 2 月中旬頃には、Bourns 社及び対象者の双方の経営陣による日本での追加的な現地視察及び本取引に関する協議が実施され、2025 年 3 月 17 日の週に、Bourns 社の経営陣が、これまで視察していなかった対象者の残りの全事業所を訪問する形で当該現地視察を終了しました。

2025 年 4 月 1 日以降、対象者は、Bourns 社による対象者に対するデュー・ディリジェンスが相当程度進展してきたことなどを踏まえ、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2025 年 4 月 21 日付で、Bourns 社及び対象者のいずれからも独立したメンバーから構成される本特別委員会を設置したとのことです。

その後、Bourns 社は、2025 年 4 月 30 日付で、対象者株式の株価の上昇を受け、対象者に対し、本取引を行うために対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 6,910 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第 2 回提案」といいます。）を提出いたしました。なお、第 2 回提案における公開買付価格は、2025 年 4 月 30 日の前営業日である 2025 年 4 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 6,140 円に対してプレミアム（12.54%）が付与されています。

Bourns 社は、第 2 回提案の内容を確認した対象者から、2025 年 5 月 2 日付で、本特別委員会の設置を含む適切なプロセスにて具体的な検討を進める旨の回答を受領しました。また、2025 年 5 月 6 日、Bourns 社は、対象者から、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社（以下に定義します。）からの助言も踏まえると、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主の皆様適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、Bourns 社において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を受けました。さらに、Bourns 社は対象者から、2025 年 5 月 7 日、トランスキャピタル株式会社も同席の上、再度、Bourns 社において公開買付価格を再検討するよう、ウェブ会議により要請を受けました。

その後、Bourns 社は、上記の対象者からの要請、及び、対象者の本定時株主総会において、2025 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 175 円（以下「本予定配当額」といいます。）の剰余金の配当議案（以下「本配当議案」といいます。）が付議される予定であることを考慮し、2025 年 5 月 22 日付で、対象者に対し、本取引を行うために対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 7,100 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第 3 回提案」といいます。）を提出いたしました。なお、第 3 回提案における公開買付価格は、2025 年 5 月 22 日の前営業日である 2025 年 5 月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 6,450 円に対してプレミアム（10.08%）が付与されています。

もともと、Bourns 社は対象者から、2025 年 5 月 27 日、トランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえると、第 3 回提案も依然として本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、Bourns 社において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を受けました。

このような対象者からの要請を踏まえ、Bourns 社は、2025 年 6 月 3 日に対象者との間で面談を実施し、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値を改めて確認した上で、Bourns 社において再度慎重な検討を実施した結果、2025 年 6 月 3 日付で、本取引を行うために対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、第 3 回提案において提示した公開買付価格に代えて、公開買付価格を 1 株当たり 8,250 円（2025 年 6 月 3 日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 6,500 円に対してプレミアム（26.92%）が付与されています。）とする最終提案（以下「本最終提案（本予定配当額考慮前）」といいます。）を提出いたしました。これに対し、対象者は、Bourns 社に対して、本最終提案（本予定配当額考慮前）は本予定配当額を織り込んでおらず、対象者の株主の皆様にとってより理解しやすいように本予定配当額を織り込んだ公開買付価格を提示するよう要請しました。これを受け、Bourns 社は、2025 年 6 月 7 日付で、本最終提案（本予定配当額考慮前）において提示した公開買付価格に代えて、当該公開買付価格よりも本予定配当額である 1 株当たり 175 円低い価格である 1 株当たり 8,075 円（2025 年 6 月 7 日の前営業日である 2025 年 6 月 6 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 6,540 円に対してプレミアム（23.47%）が付与されています。）を本公開買付価格とする修正された最終提案（以下「本最終提案（本予定配当額考慮後）」といいます。）を提出いたしました。本最終提案（本予定配当額考慮前）と本最終提案（本予定配当額考慮後）は、対象者の株主の皆様にとって経済的に同価値のものです。

その後、Bourns 社は、本日付で、対象者から本最終提案（本予定配当額考慮後）を応諾する旨の書面を受領いたしました。

これらの経緯を経て、Bourns 社及び公開買付者は、本日、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄されていることを条件として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

## ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

### (i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

対象者は、Bourns 社から対象者の代表取締役である岩崎美樹氏に対して、2024年11月4日付で、デュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する初期的な意向表明書である第1回提案の送付を受けたことを契機として、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に対する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等に加えて、Bourns 社が海外企業であることを含めて検討を行った結果、Bourns 社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、2025年1月4日に、敬和総合法律事務所を選任したとのことです。その後、2024年12月18日に、対象者においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定したとのことです。なお、敬和総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

また、対象者は、Bourns 社の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買取には該当しないものの、本取引においては、対象者の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイズアウトされることが想定されること、取引条件の適正さが対象者の株主の利益にとって特に重要になると考えられること、その後、Bourns 社による対象者に対するデュー・ディリジェンスが相当程度進展してきたことなどを踏まえ、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、敬和総合法律事務所の助言を踏まえて、2025年4月21日付で、Bourns 社及び対象者のいずれからも独立し、対象者の社外取締役であり独立役員でもある小野正典氏（対象者の独立社外取締役（監査等委員）、弁護士）、森田貴子氏（対象者の独立社外取締役（監査等委員）、税理士）及び山口鐘畿氏（対象者の独立社外取締役（監査等委員））並びに多数のM&A案件に関与した経験を有し、M&A取引に特別委員会の委員として関与した経験を有する社外有識者である森幹晴氏（弁護士）及び藤田和弘氏（公認会計士）の5名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置したとのことです。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定の月額報酬を支払うものとしているとのことです。また、本特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、②本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付け価格等も含みます。）の公正性・妥当性、③本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、④本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含みます。）が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、⑤上記①乃至④を踏まえ、対象者取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び対象者の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。対象者取締役会は、(a) 本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しないこと、(b) 本特別委員会は、適切な判断を確保し、その役割を十分に果たすため、(i) 本特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー（以下「アドバイザー等」といいます。）を選任し、又は対象者のアドバイザー等を指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限（なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができます。）を付与すること（なお、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は対象者の負担とすること）、(ii) 本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザー等に対して、必要な事項について説明を求める権限を付与すること、(iii) 本取引の取引条件等に関する対象者による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限を付与すること等を決議したとのことです。

その後、対象者は、対象者の事業に対する理解が深いことから、Bourns 社、公開買付け者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてトランスキャピタル株式会社を2024年9月6日に、第三者算定機関として株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を2025年4月28日にそれぞれ選任したとのことです。なお、本取引に係るトランスキャピタル株式会社及び KPMG FAS に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていないとのことです。さらに、対象者は、本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社及び第三者算定機関である KPMG FAS 並びに対象者のリーガル・アドバイザーで

ある敬和総合法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、トランスキャピタル株式会社及び敬和総合法律事務所については2025年4月28日、KPMG FASについては2025年5月8日、その選任の承認を受けたとのことです。また、本特別委員会は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、上記の権限に基づき、2025年5月12日、その独立性及び専門性を確認の上、独自の第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）を選任したとのことです。

以上のほか、本特別委員会の設置等の経緯、検討の過程及び判断の内容等については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

## (ii) 検討・交渉の経緯

対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和総合法律事務所から、Bourns 社との交渉方針のほか本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件の妥当性について慎重に検討を行ったとのことです。

対象者は創業以来、自らを可変抵抗器におけるリーディングカンパニーと考え、可変抵抗器の製造販売事業を継続し、その延長線上において、時代の流れに合わせ市場拡大が予想された車載用電装部品の製造販売事業の拡大に努めてきたとのことです。

しかしながら、直近10期（2014年3月期から2024年3月期）の決算状況にも示されるとおり、対象者は近年、以下のような課題を抱えており、また、その対策も鋭意進めているところであるとのことです。

対象者は、可変抵抗器の製造販売分野では、長年の実績と大規模生産への対応力及びコスト管理により、2024年3月期の営業利益率が12.09%となるなど、2022年3月期以降、営業利益率は8.0%を超えており、経済産業省による商工業実態基本調査によると製造企業における売上高営業利益率が中小企業、大企業とも4.0%となったことと比べても、一定の営業利益率を維持できる体制となってきたとのことです。しかしながら、可変抵抗器の市場の成熟化を受け、中長期的な売上増を達成するのは難しい状況となっているとのことです。

対象者における過去10年間の売上高、営業利益、営業利益率の推移は、下表に記載のとおりとのことです。

(金額単位：百万円)

	第58期 2015年 3月期	第59期 2016年 3月期	第60期 2017年 3月期	第61期 2018年 3月期	第62期 2019年 3月期	第63期 2020年 3月期	第64期 2021年 3月期	第65期 2022年 3月期	第66期 2023年 3月期	第67期 2024年 3月期
売上高	7,670	7,159	8,340	10,239	10,237	8,933	7,865	9,511	10,712	10,434
営業利益	100	-100	431	373	417	187	48	795	1,349	1,261
営業利益率	1.30%	-1.40%	5.17%	3.64%	4.07%	2.09%	0.61%	8.36%	12.59%	12.09%

このような状況の中、取り扱う製品群を拡大し、また、海外販売網を拡大することで、新たな市場の変化に対応する必要性から、対象者との補完関係が見込めるパートナーとの協業が必要であると考えていたところ、市場における同業者であり、また、従前から取引関係があり、その存在を認識しており、北米及び欧州市場に販売網を有するBourns 社をその候補企業として検討対象とするに至ったとのことです。もっとも、対象者は、Bourns 社を可変抵抗器での競合大手と認識していた一方で、Bourns 社は非公開企業であり、その事業内容等の詳細は開示されていなかったとのことです。そこで、Bourns 社との将来的な事業提携等の可能性を模索するべく、Bourns 社の企業実態、事業内容等を知ることが目的として2024年2月15日に対象者の役員等4名がBourns 社本社を訪問し、Bourns 社と面談を行ったとのことです。

対象者は、同面談にて Bourns 社のグローバルでの事業展開、研究開発の状況、社員教育の状況及び経営方針について理解を深めるとともに、Bourns 社がセンサー、可変抵抗器、パワーソリューション関連部品等の豊富な製品群を有

し、航空宇宙分野を含む運輸機械分野から医療機器分野までを含み、米国のみならず、欧州各国、中国を含むアジアをはじめとする世界各地にてグローバルで強力な展開力を有することなどについての認識を新たにしたことです。

かかる面談後、対象者と Bourns 社は、相互に協業パートナーとなり得るかについて情報交換を行うとともに、2024年7月29日及び同月30日に Bourns 社が、対象者本社、工場を訪問し、両社経営陣間にて協業に関し具体的な検討を開始したとのことです。

その後、対象者は、2024年11月4日付で、Bourns 社から、公開買付価格を5,400円から5,600円とする提案、及びデュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する第1回提案を受領したとのことです。なお、第1回提案における公開買付価格は、2024年11月4日の前営業日である2024年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値に対してプレミアム(27.06%から31.76%が付与されているとのことです。これを受け、対象者は、2024年11月11日に Bourns 社に対して、第1回提案に関し「第1回提案について検討を行う」「デュー・ディリジェンスを受け入れるためには秘密保持契約の締結が必要である」とする趣旨の回答書を電子メールにて送付し、2024年11月21日付で、デュー・ディリジェンスの受入れ等のため、Bourns 社との間で秘密保持契約(Confidentiality Agreement)を締結したとのことです。Bourns 社によるデュー・ディリジェンスは、2025年1月1日から2025年5月上旬までの間、実施されたとのことです。また、対象者は、2025年4月11日、Bourns 社の経営幹部らとオンラインでの面談を行い、Bourns 社におけるデュー・ディリジェンスを、2025年5月1日を目途に完了させる予定であること、Bourns 社における本取引実行に関する最終的な機関決定はかかるデュー・ディリジェンスの完了を待って行う予定であること、しかしながら Bourns 社としては本取引に前向きであり、デュー・ディリジェンスの結果に大きな支障がなければ本取引を実行したい意向があること等の確認を行ったとのことです。

対象者は、かかる面談を通して、Bourns 社における本取引の遂行可能性が高まったと考え、2025年4月21日の取締役会において本特別委員会の設置を決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年4月30日付で、Bourns 社から、本取引を行うために対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得すること、及び、1株当たり6,910円の公開買付価格で公開買付けを行うことの提案を含む本取引に関する第2回提案を受領したとのことです。

その後、第2回提案を受け、対象者は、その内容を確認した後、Bourns 社に対して、2025年5月2日、適切なプロセスにて具体的な検討を進める旨を回答したとのことです。また、2025年5月6日、Bourns 社に対し、トランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、Bourns 社において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を行ったとのことです。さらに、対象者は、2025年5月7日、トランスキャピタル株式会社も同席の上、Bourns 社に対し、再度、Bourns 社において公開買付価格を再検討するよう、ウェブ会議により要請を行ったとのことです。

そのような状況下において、対象者は、2025年2月18日に金融事業を営む株主(以下「アライアンス候補先」といいます。)から書面にて対象者取締役会宛に対象者の非公開化及びそれを前提としたデュー・ディリジェンスを企図した、法的拘束力を有しない意向表明書(以下「アライアンス提案」といいます。)を受領したとのことです。また、対象者は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして選任されたトランスキャピタル株式会社及び、リーガル・アドバイザーとして選任された敬和総合法律事務所からの助言を踏まえ、アライアンス提案が対象者の企業価値向上及び株主の皆様の共同の利益の確保に資するものといえるかどうか慎重に評価・検討を行うため、経済産業省が2023年8月31日付で策定した「企業買収における行動指針」(以下「企業買収行動指針」といいます。)に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受入れ及び「真摯な検討」(企業買収行動指針3.1.2)を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、事業会社の運営・事業再構築に係った経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025年2月26日に対象者からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付したとのことです。その後、これに対応するアライアンス候補先から対象者に対する情報提供は行われていないとのことです。なお、対象者は、2025年3月15日にアライアンス候補先から、株主総会における各取締役候補の選任の判断の一助とするため、対象者の全ての取締役との個別面談の要望を電子メールにより受領したとのことです。これを受けて、対象者の全ての取締役はアライアンス候補先との

間で、2025年4月14日から同月18日にかけて、ウェブ方式により個別面談を実施したとのことです。しかし、当該面談において、アライアンス候補先からは、対象者からの要望に基づく上記の情報提供は行われなかったとのことです。なお、アライアンス提案には、デュー・ディリジェンスを実施後、2025年4月15日までに、アライアンス候補先から具体的な提案を行うこと、また、アライアンス候補先が具体的な提案書を提示するのに必要な十分なデュー・ディリジェンスその他の本取引実施のための精査が実施できなかったと判断した場合は、アライアンス提案は取り下げることが記載されていたところ、アライアンス候補先との具体的な協議が行われなまま、2025年4月15日が経過しており、対象者として、アライアンス提案は当該期日の経過をもって失効したと考えているとのことです。

また、対象者は、2025年2月26日に、事業会社である株主（以下「株主X」といいます。）から対象者取締役会宛に対象者の企業価値向上に向けた事業運営上の協議を要望する書面（以下「要望書面」といいます。）を受領したとのことです。その後、対象者は、当該書面の内容について、2025年3月28日に、株主Xとウェブ方式により面談を行ったとのことです。要望書面及び面談を踏まえて、対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価などの主要な取引条件の提示等がなされておらず、対象者の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」（企業買収行動指針3.1.2）に当たらないと判断したとのことです。当該判断に従い、対象者は、2025年4月1日に株主Xに対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行ったとのことです。その後、2025年5月19日、対象者は、株主Xから、対象者との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領したとのことです。具体的には、資本業務提携を含む多様な協業の可能性について、広く協議したいとの要望を受領しているとのことです。これを受けて、対象者は、現時点で、株主Xとの間で、当該協議に向けた調整を行っていたとのことです。もっとも、本日、公開買付者との間で本公開買付契約を締結したことから、同契約において対象者に課せられた競合取引に関する交渉を行わない義務（注）に抵触することを避けるべく、対象者は、株主Xとの協議を断る予定とのことです。

（注）本公開買付契約に基づき対象者の負う競合取引に関する交渉を行わない義務については、下記「（6）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」をご参照ください。

その後、対象者は、2025年5月22日付で、Bourns社から、本取引を行うために対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1株当たり7,100円の公開買付価格で公開買付けを行うことの提案を含む本取引に関する第3回提案を受領したとのことです。

もっとも、対象者はBourns社に対し、2025年5月27日、トランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえると、第3回提案も依然として本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、Bourns社において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年6月3日にBourns社との間で面談を実施し、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値を改めて確認した上で、Bourns社において再度慎重な検討が実施された結果、2025年6月3日付で、公開買付価格を8,250円（2025年6月3日の前営業日提案日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値6,500円に対してプレミアム（26.92%）が付与されています。）とする本最終提案（本予定配当額考慮前）を受領したとのことです。これに対し、対象者は、Bourns社に対して、本最終提案（本予定配当額考慮前）は本予定配当額を織り込んでおらず、対象者の株主の皆様にとってより理解しやすいように本予定配当額を織り込んだ公開買付価格を提示するよう要請したとのことです。これを受け、対象者は、Bourns社から、2025年6月7日付で、本最終提案（本予定配当額考慮前）において提示した公開買付価格に代えて、当該公開買付価格よりも本予定配当額である1株当たり175円低い価格である1株当たり8,075円（2025年6月7日の前営業日である2025年6月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値6,540円に対してプレミアム（23.47%）が付与されています。）を本公開買付価格とする本最終提案（本予定配当額考慮後）を受領したとのことです。本最終提案（本予定配当額考慮前）と本最終提案（本予定配当額考慮後）は、対象者の株主の皆様にとって経済的に同価値のものです。

その後、本日、対象者は Bourns 社に対し、本公開買付価格を 8,075 円とすることに同意する旨を書面で回答したとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、対象者や対象者のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、Bourns 社から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、Bourns 社によるデュー・ディリジェンスにおいて、対象者の第 2 次中期経営計画（2024 年 4 月 2 日開示「第 2 次中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」）に基づく財務情報を基礎とする 2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの事業計画財務情報を提示し、さらに Bourns 社からの要望に従って、2028 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの事業計画財務情報（以下、あわせて「本事業計画」といいます。）を追加して提示したとのことです。

対象者は、対象者株式価値算定書（KPMG FAS）（下記「(iii) 対象者の意思決定の内容」において定義します。）を KPMG FAS から取得する上で、「本事業計画」を提示し、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、本特別委員会の確認を受けているとのことです。

また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社は、Bourns 社との交渉に当たって、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って交渉・助言対応を行っており、また、Bourns 社から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行ったとのことです。

加えて、本特別委員会は、その独自の第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選任した上で、対象者株式の算定結果に関する 2025 年 6 月 9 日付株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）」）の提出を受けたとのことです。そして、対象者は、本日、本特別委員会から、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、つまり、本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定は、対象者の少数株主（一般株主）にとって不利益なものではないと考える旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

### (iii) 対象者の意思決定の内容

以上の経緯の下で、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、KPMG FAS から 2025 年 6 月 9 日付で取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書（KPMG FAS）」）の内容、及び敬和綜合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本日付の本答申書の内容を最大限に尊重しながら（本答申書の概要については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）、本取引により対象者の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格等を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者の決算期である第 58 期（2015 年 3 月期）から直近の第 67 期（2024 年 3 月期）の 10 年間の数値を振り返ると、以下のような状況となっているとのことです。

#### ・売上推移

対象者の第 58 期（2015 年 3 月期）においては、売上高 7,670 百万円に対し営業利益が 100 百万円（営業利益率 1.3%）であったところ、第 67 期（2024 年 3 月期）には、売上高 10,434 百万円に対し営業利益 1,261 百万円（営業利益率 12.09%）となり、売上高及び営業利益率共に大きく成長させているとのことです。特に営業利益率は、直近 3 期では 8.0%以上を確保しているとのことです。

#### ・セグメント別の売上推移

セグメント別では、第58期（2015年3月期）においては、可変抵抗器の売上高3,783百万円に対しセグメント利益579百万円（セグメント利益率15.3%）であったのに対し、第67期（2024年3月期）では、売上高4,085百万円に対しセグメント利益1,133百万円（セグメント利益率28.0%）となっているとのことです。

車載用電装部品については、第58期（2015年3月期）で売上高3,403百万円に対しセグメント利益はマイナス50百万円であったところ、第67期（2024年3月期）では、売上高6,120百万円に対しセグメント利益は857百万円（セグメント利益率14.0%）となっているとのことです。

また、地域別セグメントについてみると、第58期（2015年3月期）では日本で4,743百万円、アジア地域が2,260百万円であったところ、第67期（2024年3月期）では日本で7,196百万円、アジア地域が2,658百万円となっており、連結売上高に占める日本のウェイトが62.0%から69.0%と上昇している一方、その他地域での売上拡大が課題となっているとのことです。

対象者によれば、上記の対象者の直近10期の決算状況は、対象者が、創業以来の可変抵抗器におけるリーディングカンパニーとして事業を継続し、その延長線上において、時代の流れに合わせ市場拡大が予想された車載用電装部品の拡大等に努めた結果、かかる経営判断が業績の向上につながったことが示されたものと認識しているとのことです。また、その一方で、近年、対象者が抱える以下のような課題を示すものとも考えているとのことです。

確かに、上記の売上高等の推移にも示されるとおり、可変抵抗器分野では、長年の実績と大規模生産への対応力及びコスト管理により、近年においては、上記に示すとおりの一定の営業利益率を維持できる体制となってきたとのことです。

しかしながら、上記のとおり、売上高の点では、可変抵抗器の市場の成熟化を受け、大きな売上高増が難しい状況となっているとのことです。

対象者では、可変抵抗器分野の市場の成熟化等を見越し、これと並行して、車載用電装部分野にも注力してきたとのことです。防曇用ヒーターについては大手自動車メーカーをはじめ複数の顧客に採用されてきたことなど、特にヒーター領域での自動車業界の変化を先取りする商品開発力と営業力により、上記のとおり、直近10年で売上高を大きく伸ばすことができ、利益を確保しているとのことです。しかしながら、車載用電装部品の市場は競合が多く、価格競争も厳しいことから、利益率では可変抵抗器分野よりも低い状況が続いているとのことです。

加えて、地域別の売上高についてみると、日本以外の地域における販売が伸び悩んでいる状況が存在しているとのことです。

また、自動車産業を取り巻く環境は100年に一度と言われる変革期にあり、自動運転をはじめとする電子化の動き、EV（電気自動車）化の中、今後の大きな技術革新によっては、既存の供給製品の市場が縮小するリスクがあるとのことです。

そのような環境の下、対象者では過去ヒータ分野で車載用防曇カメラヒーターなどの新しい市場に先んじて対応し、実績を上げて来た経緯を踏まえつつ、同時に可変抵抗器分野等における責任ある供給事業者としての市場への対応力強化も念頭に、対象者は、2024年4月2日に第2次中期経営計画を策定・開示し、各種課題に取り組んでいるところであるとのことです。そこでは、第1次構造改革期間として営業利益率の向上を目標にした第1次中期経営計画に引き続き、第2次中期経営計画を第2次構造改革期間と位置付け、これに続く「成長、拡大」をテーマとする第3次中期経営計画へ繋ぐための「成長投資」の3年間としているとのことです。第2次中期経営計画では、主に、①技術開発力強化、②収益力強化、③財務体質改善、及び④株主還元強化の4項目を基本方針としているとのことです。

第1次中期経営計画では、コロナ禍の影響を受け大幅な売上減、利益の低下に見舞われましたが、その中でも企業の安定した継続性に必要な営業利益率の向上が必須との判断から経営を進めてきたとのことです。その結果、直近の2024年3月期では営業利益率が12.09%となり、第1次中期経営計画期間と比べ大幅に改善することができたことは上記のとおりであるとのことです。

しかしながら、上記のとおり、対象者製品を取り巻く市場は成熟化し、対象者を取巻く環境は日々変化しており、特に主要顧客である自動車産業が急速に変化していること等に鑑みれば、製造業を営む対象者が、将来においても成長性を維持するためには、①技術開発力強化が重要な柱になると考えているとのことです。そこで、第2次中期経営計画期間は、これに続く第3次中期経営計画期間での新製品の市場投入、売上、利益向上等に寄与する橋渡しとしての新製品開発期間と位置付け、各施策を企画・開始したところであるとのことです。製造業における新製品開発は、

一朝一夕には成し遂げられるものではなく、一定期間の資本投下と研究開発を必要とするため、まず対象者内での研究開発部門（R&D）の強化を図るべく、新たに技術系人材の確保に注力し、加えて、従前の取引先以外の外部企業や外部開発チームとの協業も幅広く狙いに乗せ、売上、利益に寄与すべき新規事業開発に向け取り組んでいるところであるとのことです。

もともと、将来への対象者成長戦略においては、以下のとおり、対象者の独力では必ずしも解決できない状況も把握しつつあるとのことです。

対象者が現在注力している新規事業開発においては、その基礎となる研究開発部門（R&D）における人材、とりわけ対象者の既存技術以外の分野での人材確保が急がれているとのことです。

Bourns 社の豊富なグローバル技術人材を活用することで、この課題を解決し、双方にとって開発力強化の側面でシナジー効果が見込めるものと考えているとのことです。

また、上記のとおり、ともに高利益率を確保している可変抵抗器分野における市場の成熟化や、車載用電装部品分野での利益率の頭打ち、加えて、当該各分野における自動車メーカーの産業構造の急速かつ大きな変化が予想されること、並びに上記人手不足の影響を踏まえると、対象者のさらなる企業価値向上のためには、新規事業の立上げに加え、事業規模の拡大も欠かせない要素になると考えているとのことです。対象者は、2023年3月期以降、連結総売上高100億円を維持し、かつ、営業利益率も10.0%以上を確保できる体制にはなったものの、日本市場での売上拡大に加え、その他地域での事業拡大が今後の課題であると認識しているとのことです。

上記の課題に対して、対象者の描く将来戦略（すなわち、現状の好業績を維持しつつ、将来に向けた新規事業開発を推進して新規事業・新規顧客を開拓し、最終的に確固たるグローバル営業基盤を確立すること）のためには、上記のとおり、人材確保等が必須であり、これらを高い確度で、かつ高水準で実施することは、対象者の独力では必ずしも容易ではないと考えられるとのことです。

かかる対象者を取り巻く状況と、グローバルかつ強力な事業展開と流通網及び世界水準の顧客ネットワークを有する Bourns 社の特徴等を併せ協議及び検討を行った結果、以下の諸点において、本取引は対象者の企業価値に資するとの結論に至ったとのことです。

#### （ア）センサー事業等におけるグローバルネットワークの活用

特に、対象者のセンサー事業に関して、Bourns 社は、対象者で製造するセンサー関連商材を Bourns 社の海外販路を通じてグローバルに展開することで、高いシナジー効果が発揮できると考えているとのことです。対象者がその持つ生産力を背景に、OEMの形態等により生産を行い、海外地域へ展開することで、対象者が現在伸び悩んでいる日本以外の地域での売上高・利益率の大幅な向上が期待できるとのことです。

#### （イ）EV 向けバッテリー関連製品の共同開発・生産及び海外チャネルの拡充

対象者の EV 向けバッテリー関連事業に関して、Bourns 社は、今後需要増が見込まれる EV 自動車のバッテリー用のヒータ商材として対象者が現在研究開発に注力している製品を共同で開発・生産し、Bourns 社の顧客でもある海外バッテリーメーカーや海外自動車メーカーのチャネルへの販売で、高いシナジー効果が発揮できると考えているとのことです。なお、対象者及び Bourns 社が取り扱うヒータの要素技術は、前者が有機ポリマ、後者が無機セラミックと異なるため市場も異なっておりコンフリクトは生じないとのことです。また、これらの要素技術を組み合わせることでの新たな市場への参入等のシナジーが期待できるとのことです。

#### （ウ）中国における生産・販路の拡大

Bourns 社は中国（福建省廈門市、広東省東莞市及び江蘇省蘇州市）に生産拠点を有しており、また、対象者も広東省広州市及び山東省烟台市にそれぞれ生産拠点を有しているとのことです。Bourns 社にとっては、双方の生産拠点の相互補完関係の構築及び今後の地政学的情勢の変化に合わせ、中国での生産及び販路の拡大というシナジー効果があると考えられるとのことです。

なお、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる大規模な資金調達や、社会的な信用の向上など、これまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになるとのことです。しかしながら、今後の事業を営むに当たって借入れ以外の資金調達を特段必要としない対象者の現在の財務状況

を考慮すると、非公開化によりエクイティ・ファイナンスを通じた資金調達機会を喪失することは、本取引により期待できるシナジー効果よりも小さいものと判断したとのことです。また、対象者における人材採用面で重要となる対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでこうしたブランド力等を失うわけではないこと、対象者及び Bourns 社の一部事業に限定した協業では、可変抵抗器を含む一部製品及び顧客において競合するケースが生じ、経済的メリットが限定されてしまうこと、また、一部資本参加で上場を維持した状態では、新規事業開発や研究開発における対象者の情報管理体制上、非効率であり、Bourns 社とのシナジーを十分に得ることが困難になると考えられることなどから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。また、対象者株式の非公開化により、保有割合の大きい法人株主が株主でなくなりますが、対象者とそれらの大株主の間には、当該大株主が株主でなくなることにより、対象者の事業の継続に影響を及ぼすような契約・取引関係は想定されないため、この点においても、上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。なお、本取引後、対象者が Bourns グループに包含されることによって、対象者による Bourns 社の人材及び拠点を含む研究開発に関連する資産の有効活用、製造・販売拠点の補完などによるシナジーが見込める一方で、現時点において特段のデメリットは想定していないとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格である 1 株当たり 8,075 円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア) 本公開買付価格が、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、Bourns 社との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること

(イ) 本公開買付価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の KPMG FAS による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法に基づくレンジの上限値を超え、また、類似会社比較法により算定された価格帯の中央値を上回っており、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づくレンジに収まる水準となっていること

(ウ) 本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は 30 営業日が設定される予定であるところ、本取引の公表から実際の公開買付け開始までの期間が長期にわたるため、少数株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び Bourns 社以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されていること

(エ) 本取引において、本スクイーズアウト手続の際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、少数株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること

(オ) 本公開買付価格その他本公開買付けの条件は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含みます。）の妥当性が確保されていることが認められると判断されていること

(カ) 本公開買付価格は、2025 年 6 月 9 日（以下、本段落において「直前日」といいます。）までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、直前日の終値で 23.47%、直前日の過去 1 ヶ月の終値単純平均値で 23.68%、直前日の過去 3 ヶ月の終値単純平均値で 30.12%、直前日の過去 6 ヶ月の終値単純平均値で 35.08%のプレミアムを加えた金額となっている。過去の類似事例（具体的には、公正な M&A の在り方に関する指針の公表後である 2019 年 7 月以降に公表され、2025 年 5 月 14 日までに成立した、買取者が対象会社との資本関係がなく、対象会社を完全子会社化する事例）におけるプレミアムの実例（70 件）によると、直前日の終値で 59.27%、直前日の過去 1 ヶ月の終値単純平均値で 59.39%、直前日の過去 3 ヶ月の終値単純平均値で 61.13%、直前日の過去 6 ヶ月の終値単純平均値で 60.84%のプレミアムを加えた金額となっていることと比較すると、必ずしも高い水準とは評価できないものの、直近

1年間における対象者株価の最高値6,640円に対し、21.6%のプレミアムが付されていることを踏まえると、一定の合理的な水準のプレミアムが付されていると認識していること

(キ) 本公開買付価格はDCF法のレンジの中央値を下回るものの、レンジの範囲内にあり、かつ、上記(ア)から(カ)のとおり、本公開買付価格は、対象者株式価値を相当程度反映したものと考えることができ、また、本公開買付がBourns社と対象者との間における独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた結果決定されたものであることからすると、本公開買付価格がDCF法のレンジの中央値を下回る金額であるからといってその価格の妥当性が否定されるものではないと評価できること

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の取締役会において現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されているとのことです。

### ③ 本公開買付け後の経営方針

Bourns社は、上記「① 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、センシング・コンポーネント及び部品、並びに、回路保護コンポーネントに係る事業分野の更なる成長に取り組んでいく方針です。

なお、本取引後の対象者の経営体制については、本公開買付けの成立後、対象者の現在の経営体制を尊重しつつ、双方の企業価値をさらに向上させる観点からBourns社及び対象者との間で協議を行い決定していく予定であり、現時点で具体的に決定又は合意している事項はなく、また、対象者との間で対象者の経営体制に関して交渉は行っておりません。なお、Bourns社としては、本日現在、シナジーの早期発現に向け、対象者への取締役の派遣及び社員の出向を実施することを想定はしておりますが、派遣及び出向する具体的な人数については未定です。

### (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当いたしません。もっとも、本公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として実施されることから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため以下の措置をそれぞれ実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

#### ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、Bourns社から提示された本公開買付価格(対象者株式1株当たり8,075円)に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、Bourns社及び対象者並びに本取引から独立した第三者算定機関であるKPMG FASより、対象者株式価値算定書(KPMG FAS)を取得しているとのことです。なお、KPMG FASは、Bourns社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

KPMG FAS は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を用いて対象者株式の株式価値を算定しており、対象者は 2025 年 6 月 9 日付で対象者株式価値算定書（KPMG FAS）を取得したとのことです。なお、対象者は、下記「③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載した措置等、十分な公正性担保措置が取られていることも踏まえ、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法を用いて算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	5,978 円～6,540 円
類似会社比較法	7,760 円～9,616 円
DCF 法	7,874 円～9,759 円

市場株価法においては、本公開買付けの実施予定についての公表日の前営業日である 2025 年 6 月 9 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値 6,540 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 6,529 円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 6,206 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,978 円をもとに、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 5,978 円から 6,540 円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 7,760 円から 9,616 円までと算定しているとのことです。

DCF 法においては、対象者が作成した 2025 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの本事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として対象者が 2030 年 3 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 7,874 円から 9,759 円と算定しているとのことです。

KPMG が DCF 法による算定の前提とした対象者の財務予測（以下「本財務予測」といいます。）において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2027 年 3 月期に、電気自動車用のヒータ等を中心とした売上高の増加及び売上総利益率の改善により、営業利益 1,050 百万円（前期比+33.1%）が見込まれているとのことです。2030 年 3 月期は、欧米を中心とする販売チャネルの拡大に起因する売上高の増加及び現地の生産・販売網活用による販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益 1,620 百万円（前期比+49.3%）が見込まれているとのことです。

フリー・キャッシュ・フローについては、売上高の増加に伴う運転資本の増加により 2027 年 3 月期においては 2026 年 3 月期対比で大幅な減少（193 百万円減、前期比-33.9%）、設備投資額の減少及び営業利益の増加により 2028 年 3 月期においては 2027 年 3 月期対比で大幅な増加（476 百万円増、前期比+126.4%）、売上高の増加に伴う運転資本の増加により 2029 年 3 月期においては 2028 年 3 月期対比で大幅な減少（382 百万円減、前期比-44.8%）、上記営業利益の増加により 2030 年 3 月期においては 2029 年 3 月期対比で大幅な増加（368 百万円増、前期比+78.3%）を見込んでいるとのことです。

また、本財務予測では、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、加味していないとのことです。

## ② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

### (i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2025 年 4 月 21 日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置したとのことですが、対象者は、本特別委員会の委員の候補者が、Bourns 社、公開買付者及び対象者からの独立性を有すること、並びに本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員の候補者と協

議し、敬和綜合法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、小野正典氏（対象者の独立社外取締役（監査等委員）、弁護士）、森田貴子氏（対象者の独立社外取締役（監査等委員）、税理士）及び山口鐘畿氏（対象者の独立社外取締役（監査等委員））並びに多数のM&A案件に関与した経験を有し、M&A取引に特別委員会の委員として関与した経験を有する社外有識者である森幹晴氏（弁護士）及び藤田和弘氏（公認会計士）の5名を本特別委員会の委員の候補として選定したとのことです。なお、本特別委員会は、第1回特別委員会において、全会一致により、森幹晴氏を本特別委員会の委員長に選任したとのことです。また、本日現在において、特別委員会の委員構成に変更はないとのことです。

その上で、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年4月21日開催の取締役会における決議により、上記5名から構成される本特別委員会を設置するとともに、同日に本特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、②本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付け価格等も含みます。）の公正性・妥当性、③本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、④本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含みます。）が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、⑤上記①乃至④を踏まえ、対象者取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び対象者の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非について諮問したとのことです。

対象者取締役会は、(a) 本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でない判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しないこと、(b) 本特別委員会は、適切な判断を確保し、その役割を十分に果たすため、(i) 本特別委員会のアドバイザー等を選任し、又は対象者のアドバイザー等を指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限（なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求められることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求められることができます。）を付与すること（なお、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は対象者の負担とすること）、(ii) 本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザー等に対して、必要な事項について説明を求める権限を付与すること、(iii) 本取引の取引条件等に関する対象者による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限を付与すること等を決議したとのことです。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定の月額報酬を支払うものとしているとのことです。

## (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年4月25日から2025年6月10日までの間に合計15回にわたって開催され、委員会にて、また、委員会の期日間では随時電子メールにて、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるトランスキャピタル株式会社及び第三者算定機関であるKPMG FAS並びに対象者のリーガル・アドバイザーである敬和綜合法律事務所について、Bourns社、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認したとのことです。

本特別委員会は、対象者から、本取引の目的や意義、対象者事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したとのことです。

加えて、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMG FASは、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、KPMG FASから、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条

件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者の Bourns 社との交渉について、随時、対象者及びトランスキャピタル株式会社から報告を受け、審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。具体的には、本特別委員会は、Bourns 社からの本公開買付価格等に関する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、トランスキャピタル株式会社から対応方針及び Bourns 社との交渉方針等についての分析・意見を聴取した上で、検討を行ったとのことです。その上で、本特別委員会は、対象者に対し、これらのいずれに際しても、Bourns 社に対して本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの対象者の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者としての本取引の意義・目的を達するために Bourns 社との間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者と Bourns 社との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与したとのことです。

さらに、本特別委員会は、敬和総合法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025年6月2日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

なお、以下の答申内容につきましては、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会において、表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べる事が予定されているとのことです。

#### (a) 答申内容

1. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

本取引は対象者の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると考える。

2. 本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の公正性・妥当性

本取引の取引条件は公正・妥当であると考えます。

3. 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えます。

4. 本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

本取引を行うこと（対象者取締役会が賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

5. 上記1.乃至4.を踏まえ、対象者取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び対象者の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記1.乃至4.を踏まえれば、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同する意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えます。

なお、以上の答申内容は、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会において、表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べることで予定されている。

(b) 答申理由

(1) 以下の対象者における事業環境及び経営課題の認識は合理性を有すること。

- ・ 対象者の主力製品は、可変抵抗器、車載用センサ、車載用ヒーターである。
- ・ 可変抵抗器の分野では、長年の実績と大規模生産への対応力及びコスト管理により、近年では他の製造業者と遜色ない営業利益率を維持できる体制となっているものの、可変抵抗器の市場の成熟化を受け、大きな売上高増が難しい状況となっている。
- ・ 車載用電装部品の分野では、特に車載用ヒーターの分野において、直近10年間で売上高を大きく伸ばすことができ、利益を確保しているものの、車載用電装部品の市場は競合が多く、価格競争も厳しいことから、利益率では可変抵抗器分野よりも低い状況が続いている。
- ・ 上記の経営環境を踏まえて、対象者は、量産品等の低価格帯の製品の販路拡大やシェアの拡大ではなく、対象者の技術力を活かした高価格帯の製品の販売拡大や利益率の高い市場での販路拡大に向けて取り組んでいるものの、高価格帯の製品の販売拡大には研究開発部門の強化が必須である。
- ・ 地域別の売上についてみると、日本国内の売上高は順調に上昇しているものの、海外地域（特に北米及び欧州）での販売が伸び悩んでいる状況が存在している。特に北米及び欧州の自動車市場においては、需要地生産が可能か否かが重要になるが、対象者が、これから単独で北米又は欧州に生産拠点を設けることは困難である。
- ・ また、自動車産業における今後の技術革新（自動運転、電気自動車（EV）等）によっては、今までの供給製品の市場が急速に減少する懸念がある一方で、技術革新による新たな市場の創出に伴い、対象者の車載用ヒータ等の販売を拡大する商機にもなり得る。
- ・ かかる商機を捉えるため、また高価格帯製品の市場における取引拡大のためには、研究開発人材の確保・育成が急務であるが、日本における構造的な人手不足に加えて、新規事業開発に必須の研究開発人材（エンジニア等）の供給不足のために、新事業開発や事業規模拡大に不可欠なグローバル人材の獲得が難航している。

(2) 以下の本取引により想定されるシナジー等の説明は合理性を有すること。

① 想定されるシナジー

- ・ 以下のとおり、Bourns グループ（Bourns 社を頂点とする企業集団を意味する。以下同じ。）のグローバルネットワーク及び実績を踏まえると、本取引により、主に(i)相互の販路の利活用による市場拡大、(ii)製品ラインナップの拡充・補完による販売拡大及び(iii)研究開発部門における人材交流・確保の点から高いシナジーが見込まれる。

(i) Bourns グループの概要

- ・ Bourns グループは、北米及び欧州を中心に、アフリカ、日本、台湾、中華人民共和国にも拠点を置き、世界20カ所以上の製造施設で事業を展開するグローバル企業集団であり、主に、(i)センシング・コンポーネント、(ii)回路保護コンポーネント並びに(iii)配電及び管理コンポーネントの分野で事業を展開している。
- ・ Bourns グループは、1947年に創業され、世界で初めて小型リニアポテンシオメータを製造し、航空宇宙産業分野等の高い品質が求められる分野の顧客に製品を供給してきた実績があり、その高い品質や信頼性で、非上場企業ながら世界的に認知されている。

- ・ なお、公開買付者は、対象者株式の取得及び所有のために Bourns 社により出資設立されたデラウェア州法人であり、実質的には Bourns 社と同視し得る関係にあると認められる。

(ii) 相互の販路の利活用による市場拡大

- ・ 対象者は、Bourns グループのグローバルな販売ネットワークを利用して、対象者製品（特にセンサ事業の製品）や Bourns グループとの共同開発が期待される車載用ヒータ等を海外地域で販売することで、対象者が現在伸び悩んでいる海外地域での売上高・利益率の大幅な向上が期待できる。
- ・ Bourns グループは、対象者製品の販売が伸び悩んでいる北米及び欧州市場において圧倒的なシェアを有している一方で、対象者は、Bourns グループが十分に販路開拓をできていない日本市場において、日本の OEM との直接的な関係を通じて強い存在感を示しており、販売地域に関する強い補完関係がある。
- ・ 特に、自動車業界に向けては、対象者が強みを有する日系自動車メーカーへの販売、及び Bourns グループが生産拠点を有し、強みを有する米国及び欧州の自動車メーカーへの販売等、両者の販売網を活用した双方向の販売拡大を促進するシナジー効果が見込まれる。

(iii) 製品ラインナップの拡充・補完による販売拡大

- ・ ポテンショメータと角度検知センサ製品の分野に関して、対象者と Bourns グループは、同様の製品ポートフォリオを有しているため、(a) 対象者と Bourns グループによる原材料の共同購買が可能になることによる交渉力の向上、(b) 対象者と Bourns グループの生産拠点の統廃合によるコスト削減や事務効率化や、(c) 対象者と Bourns グループの生産技術の相互共有による新規商品の共同開発（自動運転を見据えたカメラ用ヒータや EV の寒冷地向けバッテリー用のヒータ等）や研究開発戦略の中長期的統合による持続的成長の推進を期待できる。
- ・ また、対象者と Bourns グループの生産体制・技術力・商流・物流を組み合わせることにより、新規顧客や新規商品のマーケットへの参入を目指しやすくなる。

(iv) 研究開発部門における人材交流・確保

- ・ 対象者の研究開発部門における人材確保との関係においても、多数の開発人員を抱え、また開発分野も広範な Bourns グループの研究開発部門を対象者が活用することによって、研究開発や新規事業の開発力強化の側面でシナジーが見込まれる。
- ・ 特に、Bourns グループの米国航空宇宙局（NASA）との取引実績等の知見の共有を受けることは、対象者の研究開発部門の意欲・士気向上や人材定着にも貢献し得る。
- ・ また、米国の軍需産業・航空宇宙産業等に携わる Bourns グループの研究開発の実績は、対象者において自動車分野以外への応用研究にもつながる可能性がある。

② 本取引後の対象者の経営方針について

- ・ Bourns 社は、本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、センシング・コンポーネント及び部品、並びに、回路保護コンポーネントに係る事業分野の更なる成長に取り組んでいく方針である。
- ・ 本取引後の対象者の経営体制については、本公開買付けの成立後、対象者の現在の経営体制を尊重しつつ、双方の企業価値をさらに向上させる観点から公開買付者及び対象者との間で協議を行い決定していく予定であり、現時点で具体的に決定又は合意している事項はなく、また、対象者との間で対象者の経営体制に関して交渉は行っていない。なお、Bourns 社としては、シナジーの早期発現に向け、取締役の派遣及び社員の出向を実施することを現時点においては想定しているが、派遣及び出向する具体的な人数については未定である。

(3) 本取引により想定されるデメリットが限定的であること。

- ・ 対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスを通じた資金調達や、社会的な信用の向上等、これまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになる。
- ・ しかし、対象者は、今後の事業を営むに当たって借入以外で資金調達を必要としない対象者の現在の財務状況を考慮すると、エクイティ・ファイナンスを通じた資金調達機会の喪失は、本取引により期待できるシナジーより小さいものと判断している。

- ・ また、対象者における人材採用面で重要となる社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでこうしたブランド力等を失うわけではないと判断している。
- (4) 本取引に優る代替手段が存在しないという説明に不合理な点は認められないこと。
- ・ 対象者は、対象者及び Bourns グループの一部事業に限定した協業では、可変抵抗器を含む一部製品及び顧客において競合するケースが生じ、経済的メリットが限定されてしまうと判断している。
  - ・ 新規事業開発や研究開発における対象者としての情報管理体制上、一部競業では開示できる情報の範囲が限定され、シナジーの効果が限定的になる一方で、一部資本参加で上場を維持した状態では上場維持コストが発生し、費用対効果の観点から非効率であることから、対象者としては、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えている。

1. 本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の公正性・妥当性

以下に詳述するとおり、本公開買付価格が、独立した第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」という。）及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」という。）のそれぞれによる DCF 法に基づく各算定結果のレンジの範囲内にあること、取引条件に関する協議・交渉が特別委員会の実質的関与のもとで行われ、市場価格や過去の類似事例に照らしても相応のプレミアムが付された価格で最終合意に至っていること等を踏まえると、本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の妥当性が確保されているものと認められる。

なお、本公開買付けに係る対象者と公開買付者との間の本公開買付契約において、対象者の 2025 年度（第 68 回）定時株主総会で決議された対象者普通株式 1 株当たりの配当金額が 175 円を超えた場合、本公開買付けの本公開買付価格（1 株当たり 8,075 円を予定）から当該超過分を減額できる旨が規定されているため、当委員会は、本公開買付けが開始される際に、本公開買付価格を含む本取引の取引条件を確認の上、当委員会が対象者取締役会に対して表明した答申意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べる予定である。

(1) 対象者による株式価値算定書の取得

- ・ 対象者は、本取引の条件、本公開買付価格等の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、対象者株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関として KPMG FAS を選任し、KPMG FAS から 2025 年 6 月 9 日付株式価値算定書ドラフト（以下「株式価値算定書（KPMG）」という。）を取得した。
- ・ 当委員会は、書面において、KPMG FAS が、Bourns 社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないこと（本取引に係る KPMG FAS に対する報酬に、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていないことを含む。）を確認した上で、対象者の第三者算定機関として承認した。
- ・ KPMG FAS は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を用いて対象者株式の株式価値を算定した。
- ・ KPMG FAS が上記の手法に基づき算定した対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりである。

市場株価法	5,978 円～6,540 円
類似会社比較法	7,760 円～9,616 円
DCF 法	7,874 円～9,759 円

- ・ KPMG FASによる株式価値算定書（KPMG）及び算定に用いた対象者の2026年3月期から2030年3月期までの本事業計画の内容に関する説明及び質疑応答の結果等からすると、KPMG FASが株式価値算定書（KPMG）の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であり、上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられる。
- ・ なお、当該算定の前提となっている本事業計画の内容に関する対象者及びKPMG FASからの当委員会に対する説明を踏まえ、当委員会においても、本事業計画の作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、本事業計画の合理性を確認しており、結論として本事業計画に不合理的な点は見当たらない。
- ・ 株式価値算定書（KPMG）の算定結果を前提にすると、対象者と公開買付者との間で合意された本公開買付価格は、①市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、②類似会社比較法及びDCF法による算定結果の各レンジの範囲内にある。

(2) 当委員会による株式価値算定書の取得

- ・ 当委員会は、Bourns社、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」という。）を選任し、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、2025年6月9日付株式価値算定書（以下「株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）」という。）を取得した。
- ・ なお、当委員会は、書面において、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーが、Bourns社、公開買付者及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないこと（本取引に係るデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対する報酬に、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていないことを含む。）を確認した上で、当委員会の第三者算定機関として選任した。
- ・ デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行った。なお、対象者と類似性の高い抵抗器・車載用電装品事業を営む上場会社は限定的であるため、類似会社比較法は採用されなかった。
- ・ 上記の各方式において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりである。

市場株価法	5,978円～6,540円
DCF法	7,487円～9,082円

- ・ デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）及び算定に用いた本事業計画の内容に関する説明及び質疑応答の結果等からすると、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーが対象者株式の価値の算定に当たり採用した手法及び算定の過程並びに株式価値の算定結果について、特段不合理と認められる点はない。なお、上記のとおり、上記算定の前提となった本事業計画に不合理的な点は見当たらない。

- ・ 上記のとおり、株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）の算定結果を前提に、対象者と公開買付者との間で合意された本公開買付価格は、①市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、②DCF法による算定結果のレンジの範囲内にある。

(3) 取引条件に係る協議・交渉過程

- ・ 対象者は、ファイナンシャル・アドバイザーとしてトランスキャピタル株式会社、リーガル・アドバイザーとして敬和綜合法律事務所、及び第三者算定機関としてKPMG FASを起用し、それぞれの助言を得た上で、

以下のとおり、本公開買付価格等を含む本取引全般の取引条件に係る協議・交渉を実施した。なお、本取引の取引条件に係る協議・交渉過程については、後記のとおり、当委員会が実質的に関与している。

- ・ 2024年11月4日、Bourns社は、対象者に対し、本取引を行うために対象者の全ての株式を現金で取得すること、及び1株当たり5,400円から5,600円の公開買付価格で公開買付けを行うことに関する法的拘束力のない意向表明書（以下「初回提案」という。）を提出した。
- ・ さらに、2024年11月21日、Bourns社と対象者は、公開買付者による本取引の実施を検討するための対象者に対するデュー・ディリジェンス等に関して、Bourns社及び対象者が双方に秘密保持義務を有すること等を定めた秘密保持契約を締結した。Bourns社は、2025年1月1日から、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始し、2025年2月中旬頃には、Bourns社及び対象者の双方の経営陣による日本での追加的な現地視察及び本取引に関する協議が実施され、2025年3月17日の週に、Bourns社の経営陣が、これまで視察していなかった対象者の残りの全事業所を訪問する形で現地視察を終了した。
- ・ その後、2025年4月30日、Bourns社は、対象者に対し、本取引を行うために対象者の全ての株式を現金で取得すること、及び1株当たり6,910円（初回提案比最大127.96%）の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第2回提案」という。）を提出した。
- ・ 第2回提案に対し、対象者は、KPMG FASから取得した暫定的な株式価値算定結果及び当委員会における審議・検討に基づく当委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、トランスキャピタル株式会社の助言を受けながらBourns社と交渉を重ねた結果、Bourns社から、2025年5月22日、1株当たり7,100円（初回提案比最大131.48%）の価格提示（以下「第3回提案」という。）を受領した。
- ・ これに対し、対象者は、当委員会にも確認の上で、第3回提案における公開買付価格は、KPMG FAS及びDTFAのDCF法に基づく各試算結果のレンジの下限に達しておらず、対象者が本取引に賛同かつ応募推奨できる価格水準と乖離しているとの理由から、Bourns社に対して提案価格の引上げを要請した。
- ・ その後、対象者は、2025年6月3日、Bourns社から、大要、(i)本公開買付価格の102%（以下「本閾値」という。）以下の買付価格による対抗的公開買付けに対しては、いかなる場合も対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できない、(ii)本閾値を超える買付価格による対抗的公開買付けが行われ、対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できる場合も、対象者はBourns社が負担した取引費用相当額のブレイクアップ・フィー（最大3,000,000米ドル相当。以下「ブレイクアップ・フィー」という。）を公開買付者に対して支払わなければならない、及び(iii)競合取引の協議等を禁止する旨の取引保護条項（詳細は後記第3.3.(3)参照）を含む本公開買付契約のドラフトと併せて、本公開買付けの公表後に実施される配当額を調整することを前提に、1株当たり8,250円（初回提案比最大152.78%）の本公開買付価格の提示（以下「第4回提案」という。）を受けた。
- ・ その後、対象者は、Bourns社と、2025年度（第68回）定時株主総会における対象者提案の配当金額（175円）を踏まえ、本公開買付価格の算定の前提として、配当金額（175円）を公開買付価格から減額する点について相互の認識を合わせる協議を経て、対象者は、2025年6月8日（以下「最終提案日」という。）、Bourns社から、本公開買付価格を1株当たり8,075円（初回提案比最大149.54%、最終提案日の前営業日である2025年6月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（6,540円）対比123.47%）とする提示（以下「最終提案」という。）を受け、最終的に妥結した。
- ・ 本公開買付価格は、2025年6月9日（以下「直前日」という。）までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、直前日の終値で23.47%、直前日の過去1ヶ月の平均終値で23.68%、直前日の過去3ヶ月の平均終値で30.12%、直前日の過去6ヶ月の平均終値で35.08%のプレミアムを加えた金額に相当する。
- ・ 対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和総合法律事務所の助言並びに当委員会との協議も踏まえて、Bourns社に対して、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除を要請し、また競合取引の協議等の禁止の緩和を要請したところ、競合取引の協議等の禁止の緩和については応諾を得たものの、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除については、Bourns社のグローバル戦略における対象者の重要性とシナジーの実現、約5ヶ月間に渡る広範かつ深度のあるデュー・ディリジェンスの結果得られた対象者企業価値最大化の実現への自信と本ディール完遂の強固な意図、少数株主の利益への配慮等を前提に、プレミアムを付した提示価格が、本閾値とブレイクアップ

プ・フィーの提案と一体として行われたものであることを理由に、対象者の繰返しの要請にかかわらず応諾を得ることは出来なかった。対象者は、(i) Bourns 社との協議及び交渉を通じて、Bourns 社から計 5 回の提案を受けていること、(ii) 最終提案において提示された本公開買付価格が初回提案対比 144.20-149.54%に相当する価格であり、また、最終提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値対比 123.47%相当の価格であること、(iii) 前記第 3.2.(1)及び(2)記載のとおり、本公開買付価格が、株式価値算定書 (KPMG) 及び株式価値算定書 (DTFA) において示された各手法の対象者株式 1 株当たりの株式価値のレンジを超えている又はその範囲内にあること、(iv) 後記第 3.2.(4)記載のとおり、本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、直前日の終値で 23.47%、直前日の過去 1 ヶ月の平均終値で 23.68%、直前日の過去 3 ヶ月の平均終値で 30.12%、直前日の過去 6 ヶ月の平均終値で 35.08%のプレミアムを加えた金額に相当し、相応のプレミアムが付されていること等を踏まえて、少数株主に相応のプレミアムが付された価格での対象者株式の売却機会を提供することと Bourns 社の求める取引保護の要請を比較衡量した結果、本閾値及びブレイクアップ・フィーを理由に、対象者の株主から、本公開買付価格での対象者株式の売却機会を奪うことは適当ではなく、公開買付者及び対象者が作成し開示する予定の各開示書類において、取引保護条項の内容を含む本公開買付契約の内容について具体的な記載がなされ、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報を開示し、取引条件の妥当性等について一般株主による十分な情報に基づいた適切な判断 (インフォームド・ジャッジメント) が行われる状況を確保した上で、本件取引を実施することが妥当であると判断し、当委員会にも確認の上で、2025 年 6 月 10 日付で、公開買付者からの最終提案を応諾する旨の回答を行い、公開買付者との間で、本公開買付価格を 8,075 円とすることについて合意に至った。なお、対象者は、最終提案に応諾する際に、敬和綜合法律事務所から、対象者が本閾値及びブレイクアップ・フィーを含む取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、対象者取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見を受領した。

- ・ かかる一連の協議・交渉においては、その進行過程において、当委員会の設置以降、対象者並びにトランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所から、特別委員会の場で又は電子メールにて適時に当委員会に対して共有及び説明がなされ、随時、当委員会による方針の確認及び当委員会の意見の聴取を得ながら、当委員会は、DTFA から随時、公開買付案件に関わる広範な経験を踏まえた適切なアドバイスを受け、それを斟酌する等、知見の豊富な外部の専門家の意見も適宜踏まえた上で、取引価格その他の取引条件の交渉方針について意見を述べる形で、その実質的な関与の下に行われた。
- ・ 対象者と Bourns 社及び公開買付者との間の公開買付価格等の本取引の取引条件に関する協議・交渉過程において、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して真摯な交渉が実施された結果、上記のとおり、本公開買付価格は、初回提案と比較して約 44-50%増額した価格で合意に至った。

#### (4) プレミアムの水準

- ・ 本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、直前日の終値で 23.47%、直前日の過去 1 ヶ月の平均終値で 23.68%、直前日の過去 3 ヶ月の平均終値で 30.12%、直前日の過去 6 ヶ月の平均終値で 35.08%のプレミアムを加えた金額となっている。
- ・ 過去の類似事例 (具体的には、公正な M&A の在り方に関する指針の公表後である 2019 年 7 月以降に公表され、2025 年 6 月 9 日までに成立した、買収者が対象会社との資本関係がなく、対象会社を完全子会社化する事例 (二段階 TOB 等の特殊なストラクチャーを採用している事例を除く。)) におけるプレミアムの中央値 (公表日前日の終値の 52.74%、公表日前日の過去 1 ヶ月の平均終値で 53.09%、公表日前日の過去 3 ヶ月の平均終値で 49.00%、公表日前日の過去 6 ヶ月の平均終値で 53.63%) を踏まえると、本公開買付価格は、市場価格に一定のプレミアムが付されたものであり、対象者株価が過去 6 ヶ月間において株価上昇局面にあることも考慮すれば、相応のプレミアムが付されていると認められる。

#### (5) 本スクイーズアウトの条件

- ・ 本取引においては、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得するに至らなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者株式の全ての株式等売渡請求を行い、又は株式併合を行うこと（本スクイーズアウトの実施）を予定している。
- ・ また、本スクイーズアウトの条件に関しても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定される予定であることが明らかにされている。

## 2. 本取引に係る手続の公正性

以下の点により、公正性を担保するための適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらず、本取引の手続の公正性が確保されているものと認められる。

### (1) 独立した特別委員会の設置及び関与

- ・ 本取引に係る取引条件の形成過程において、当委員会の設立以降は、当委員会が本取引に対して関与する状態が確保されていた。
- ・ 当委員会の委員は、Bourns 社、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した、社外取締役（監査等委員）兼独立役員 3 名と、M&A に関する専門性（手続の公正性や企業価値評価に関する専門的知見）を有した外部有識者 2 名で構成されている。
- ・ 当委員会の各委員に対しては、その責務に応じた適切な内容・水準と考えられる報酬が付与されており、また、付与されることが予定されている。
- ・ 対象者取締役会は、当委員会の設置の趣旨に鑑み、当委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して意思決定を行う体制が整備されている。
- ・ 対象者と公開買付者との間の協議及び交渉の方針又は具体的な状況については、当委員会の設置以降、適時に当委員会への報告が行われ、かつ、特に本公開買付価格に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ当委員会から対象者及びトランスキャピタル株式会社に対して意見を述べるとともに、必要と考えられる交渉の要請等を行う等、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の交渉過程に当委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていた。

### (2) 外部専門家からの助言等の取得

#### ① ファイナンシャル・アドバイザー

- ・ 対象者は、対象者の事業に対する理解が深く、また、独立した財務アドバイザーとして、トランスキャピタル株式会社を選任し、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断に係る支援を受けていたことが認められる。

#### ② 法務アドバイザー

- ・ 対象者は、独立した法務アドバイザーとして、敬和総合法律事務所を選任し、本取引に関する法的助言を取得していたことが認められる。

#### ③ 第三者算定機関

- ・ 対象者は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付価格等の公正性・妥当性を確保すべく、対象者株式に係る株式価値の算定を、独立した第三者算定機関である KPMG FAS へ依頼した上で、株式価値算定書（KPMG）を取得した。
- ・ また、当委員会は、本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付価格等の公正性・妥当性を担保する目的で、独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを、当委員会の第三者算定機関として起用した上で、株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）を取得し、当該算定書に基づき本取引に係る条件交渉に関する助言を受けていた。

(3) マーケット・チェック

- ・ 対象者は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、積極的なマーケット・チェックを実施していない。
- ・ 本公開買付けに至るまでの過程において、対象者は、2025年2月18日に金融事業を営む株主（以下「アライアンス候補先」という。）から書面にて対象者取締役会宛にアライアンス提案を受領した。対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受け入れ及び「真摯な検討」（企業買収行動指針3.1.2）を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、アライアンス候補先が考える、事業会社の運営・事業再構築に係わった経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025年2月26日に対象者からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付した。その後、これに対応するアライアンス候補先から対象者に対する情報提供は行われていない。なお、アライアンス提案には、デュー・ディリジェンスを実施後、2025年4月15日までに、アライアンス候補先から具体的な提案を行うこと、また、アライアンス候補先が具体的な提案書を提示するのに必要な十分なデュー・ディリジェンスその他の本取引実施のための精査が実施できなかったと判断した場合は、アライアンス提案は取り下げることが記載されていたところ、アライアンス候補先との具体的な協議が行われないうまま、2025年4月15日が経過している。
- ・ また、対象者は、2025年2月26日に、他の株主とのIR面談において、当該株主を通じて、事業会社である株主Xから対象者取締役会宛に要望書面を受領した。その後、対象者は、当該書面の内容について、2025年3月28日に、株主Xとウェブ方式により面談を行った。要望書面及び面談を踏まえて、対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価等の主要な取引条件の提示等がなされておらず、対象者の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」（企業買収行動指針3.1.2）に当たらないと判断した。当該判断に従い、対象者は、2025年4月1日に株主Xに対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行った。その後、2025年5月19日、対象者は、株主Xから、対象者との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領したため、現時点で、株主Xとの間で、当該協議に向けた調整が行われている状況である。
- ・ 以上の経緯を踏まえ、今後、第三者から具体的で、目的の正当性があり、かつ実現可能性のある真摯な提案が出てくる可能性を否定できないこと等も考慮すると、本取引においては、いわゆる消極的なマーケット・チェック（他の買収者による対抗提案）の機会を確保する必要性は、同種事案に比して相対的に高いものと認められる。
- ・ この点、公開買付期間は、30営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間に設定されており、本公開買付けに係る開始予定について公表する2025年6月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年8月12日（予定）までの期間は44営業日となっており、公表後、対抗提案が可能な期間を長期間確保しているといえる。
- ・ また、本公開買付契約において、概要、以下のような取引保護条項の定めがある（以下「本取引保護条項」と総称する。）。すなわち、①対象者は、当委員会から本公開買付けに賛同する旨の答申書が得られており、かつ、それが撤回又は変更されていないことを条件に、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る本賛同決議を行い、本公開買付けに係る買付期間が終了するまでの間、下記②の場合を除き、本賛同決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わないこと、②対象者は、本公開買付契約締結後、公開買付期間の5営業日前までに、(i) 公開買付者以外の第三者により、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る対価による対象者株式の公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）が開始された場合、又は、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る取得対価により対象者株式を公開買付けによって取得する予定である旨の公開買付けの予告が公表された場合（対象者株式取得のために必要な資金調達が見込まれ、かつ、対象者株式取得のために必要な法令等の承認や手続が合理的な期間内に完了すると見込まれる

場合に限る。以下、対抗公開買付けと総称して「対抗提案」という。) (但し、いずれの場合においても、(a) 上限の定めがなく、かつ、(b) 対抗提案に係る公開買付け完了後の対象者の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限る。) であって、(ii) (a) 対象者の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、本賛同決議を維持することが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断するとともに、(b) 当委員会が本賛同決議の取下げ又は変更を推奨するときには、当該弁護士の意見を公開買付者に開示した上で、公開買付者との間で本公開買付価格の変更に関する協議をすることを提案することができること、さらに、当該提案後5営業日後の日又は公開買付期間の末日のいずれか早い日まで、公開買付者が、本公開買付価格を対抗提案が提示する公開買付価格と同額にする、又は、これを超える価格に引き上げる旨の変更を行わない場合には、公開買付者に対してブレイクアップ・フィーとして、公開買付者が本取引のために要した費用に相当する額(最大3百万米ドル(又は支払時の為替レートに基づく同額の日本円))の支払を条件として、当社は、本賛同決議の変更又は撤回を行うことができること、③当社は、本公開買付契約締結後、本スクイーズアウトが完了する日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本取引と実質的に競合又は相反する取引(以下「本競合取引」という。)について積極的に勧誘や交渉等を行わないこと。但し、当社の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、当該交渉等を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断する場合には、当社が本競合取引について交渉等を行うことが例外的に許容されていること(但し、かかる例外は、本競合取引が公開買付けの態様による場合には、対抗公開買付けの要件に該当するものであって、買付けを行う当社株式の数に、(i) 上限の定めがなく、かつ、(ii) 本競合取引完了後の当社の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限る。))。

- ・ 上記の本取引保護条項のとおり、対象者は、本公開買付契約において、他の潜在的な買収者との協議等が一定程度制限されてはいる。しかしながら、本閾値(102%)は過度に高い設定とまではいえず、またブレイクアップ・フィーの金額(取引費用相当額で最大3,000,000米ドル)も過度に高額とまではいえず、実質的に対象者の株主に対して本取引を承認することを強制する効果を持つような性質のものではないこと、また、競合取引の協議等の制限については、対抗提案者との接触等を一切禁止するものでなく、対象者取締役の善管注意義務に違反し得ると対象者取締役会が合理的に判断した場合においては協議等を行うことは妨げられておらず、対抗提案者が実際に出現した場合に、当該対抗提案者が対象者と接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意等にはなっていないことに鑑みれば、本取引保護条項をもって、直ちに他の買収者による買収提案の機会の確保が十分に確保されていないとはいえないと考える。なお、本取引保護条項については、敬和綜合法律事務所に助言を求め、敬和綜合法律事務所から、対象者が本取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、対象者取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見の提出を受けている。

#### (4) 本スクイーズアウトの条件

- ・ 本取引においては、本公開買付け後に本スクイーズアウトの実施が予定されている(現状、株式等売渡請求又は株式併合の手続によることが予定されている。)と、本スクイーズアウトの条件が、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定されることが予定されていること、また、本スクイーズアウトが、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されている。
- ・ いわゆる二段階買収としての本スクイーズアウトに関する事項については、早期かつ詳細な開示及び説明が行われる予定である。

#### (5) マジョリティ・オブ・マイノリティ

- ・ 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が894,500株に設定されているところ、当該株式数は、対象者2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(1,581,250株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(229,578株)を控除した株式数(1,351,672株)を2で除した株式数(675,836株(小数点以下は切り上げ。))を上回っており、本公開買付けにおける買付予定数の下限が、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回っていると認められる。

(6) 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性

- ・ 本取引に関する一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性について、公開買付者及び対象者が作成し開示する予定の各開示書類において、本取引保護条項の内容を含む本公開買付契約の内容について具体的な記載がなされており、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示されていると認められる。

3. 本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手續に係る決定を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本取引の取引条件は公正・妥当であり、また本取引に係る手續は公正であると考えられるから、本取引を行うこと（対象者取締役会が賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

4. 上記1.乃至4.を踏まえ、対象者取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び対象者の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記1.乃至4.に記載のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられるから、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正・妥当であり、本取引に係る手續は公正であると考えられるから対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当であると考えられる。

③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載する諮問事項を検討するにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対し、対象者の株式価値算定を依頼し、2025年6月9日付で対象者株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）を取得しているとのことです。なお、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性及び本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置等を実施していることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると考えた結果、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、2025年5月12日開催の特別委員会において、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの専門性・独立性に問題がないことを確認した上で、本特別委員会独自の第三者算定機関として選任しているとのことです。

(ii) 算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行ったとのことです。

上記の各方式において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 5,978 円～6,540 円
DCF 法	: 7,487 円～9,082 円

市場株価法では、2025年6月9日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値6,540円、直近1ヶ月間の終値単純平均値6,529円、直近3ヶ月間の終値単純平均値6,206円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値5,978円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を5,978円～6,540円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2026年3月期から2030年3月期までの本事業計画に基づく財務予測及び投資計画、並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲7,487円～9,082円と算定しているとのことです。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした当該財務予測においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、主要製品であるセンサやヒータの売上高の減少により、2026年3月期の営業利益は、一時的に減少が見込まれるものの、工場の自動化や生産性の向上に伴う人件費の削減及び売上高が回復することにより、2027年3月期の営業利益は、1,050百万円（対前年比33.1%増）を見込んでおります。加えて、販売チャネルの拡大や新製品の開発による売上高の増加に伴い、2030年3月期の営業利益は、1,620百万円（対前年比49.3%増）を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについても大幅な変動を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において売上高の回復による運転資本の増加に伴い、フリー・キャッシュ・フローが344百万円（対前年比38.2%減）と大幅な減少を見込んでおりますが、2028年3月期においては、前期における運転資本の増加に伴うフリー・キャッシュ・フローの減少の影響が解消し、フリー・キャッシュ・フローが835百万円（対前年比143.0%増）と大幅な増加をそれぞれ見込んでおります。更に、2029年3月期において売上高の増加による運転資本の増加に伴い、フリー・キャッシュ・フローが423百万円（対前年比49.3%減）と大幅な減少を見込んでおりますが、2030年3月期においては、売上高の成長に伴う大幅な増益により、フリー・キャッシュ・フローが796百万円（対前年比87.9%増）と大幅な増加をそれぞれ見込んでおります。また、本取引の実行により実現することができるシナジー効果については、現時点において具体的かつ詳細に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。なお、当該財務予測は、上記「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

（注）デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を及ぼす可能性のある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の本事業計画に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関連会社の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの算定は、2025年6月9日までの上記情報を反映したものとのことです。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの算定は、本特別委員会を対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

#### ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、2024年12月上旬に、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして敬和綜合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。なお、敬和綜合法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、敬和綜合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し

た上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、敬和綜合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

#### ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

対象者は、敬和綜合法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意事項についての法的助言、対象者株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書等を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日開催の対象者取締役会において、取締役（監査等委員を含みます。）８名の全員一致で、本公開買付けに対して、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

このような事情を踏まえ、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付期間は、法令に定められた最短期間よりも長期である 30 営業日に設定されています。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで一定の期間が確保されております。さらに、公開買付者は、対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、公開買付者は、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えております。

#### ⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）条件を満たす下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいては、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 894,500 株（所有割合：66.18%）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、本公開買付けの買付予定数の下限（894,500 株）は、本基準株式数（1,351,672 株）（下記「（６）買付け等による株券等所有割合の異動」において定義します。）を 2 で除した株式数（675,836 株）を上回っております。これは、本公開買付けにおける買付予定数の下限が、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する数を上回っていることを意味しており、公開買付者は、対象者の株主の皆様を重視し、対象者の株主の皆様のおお半分の賛同が得られない場合には、本公開買付けを行わないこととし、本公開買付けの公正性を担保することとしています。

#### （４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）を公開買付者のみとするための本スクイーズアウト手続を行うよう要請することを予定しております。

#### ① 株式売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の数の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90% 以上となり、公開買付者が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すこと

を請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。この場合、売渡株主が所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、かかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

## ② 株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の数の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会開催が必要なる場合には、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、本日現在において、2025年6月30日に本公開買付けが開始された場合には、本臨時株主総会を2025年10月下旬頃に開催することを予定しています。公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認を頂いた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認を頂いた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、会社法第180条に規定する株式併合に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は会社法第179条に規定する株式売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合（但し、会社法第180条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する特別支配株主が売渡株式等を取得する日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、対象者取締役会の決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式の全てについて、譲渡制限を解除するとされており、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされており、そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式売渡請求又は株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実行することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

##### ① 本公開買付契約

公開買付者は、本日付で、対象者との間で、本公開買付契約を締結しております。本公開買付契約において、以下の事項について合意しております。

- (a) 公開買付者は、本公開買付けの開始予定の公表を行い、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄されていることを条件として、本公開買付けを実施すること。
- (b) 対象者は、本特別委員会から本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の答申が得られており、かつ、それが撤回又は変更されていないことを条件に、本賛同決議を行い、本公開買付けに係る買付期間が終了するまでの間、下記(c)の場合を除き、本賛同決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わないこと。
- (c) 対象者は、本公開買付契約締結後、公開買付期間の5営業日前までに、(ア) 公開買付者以外の第三者により、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る対価による対象者株式の対抗公開買付けが開始された場合、又は、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る対価により対象者株式を公開買

付けによって取得する予定である旨の公開買付けの予告が公表された場合（対象者株式取得のために必要な資金調達が見込まれる場合に限ります。）（但し、いずれの場合においても、①上限の定めがなく、かつ、②対抗提案に係る公開買付け完了後の対象者の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限ります。）であって、(イ) ①対象者の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、本賛同決議を維持することが対象者の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断するとともに、②本特別委員会が本賛同決議の取下げ又は変更を推奨するときには、当該弁護士の意見を公開買付者に開示した上で、公開買付者との間で本公開買付価格の変更に関する協議をすることを提案することができること。さらに、当該提案後5営業日後の日又は公開買付期間の末日のいずれか早い日までに、公開買付者が、本公開買付価格を対抗提案が提示する公開買付価格と同額にする、又は、これを超える価格に引き上げる旨の変更を行わない場合には、公開買付者に対してブレイクアップ・フィーとして、公開買付者が本取引のために要した費用に相当する額（最大3百万米ドル（又は支払時の為替レートに基づく同額の日本円））の支払を条件として、対象者は、本賛同決議の変更又は撤回を行うことができること。

- (d) 対象者は、本公開買付契約締結後、スクイーズアウト完了日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本取引と実質的に競合又は相反する本競合取引について勧誘や交渉等を行わないこと。但し、対象者の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、当該勧誘や交渉等を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断する場合には、対象者が本競合取引について勧誘や交渉等を行うことが例外的に許容されていること（但し、かかる例外は、本競合取引が公開買付けの態様による場合には、対抗公開買付けの要件に該当するものであって、買付けを行う対象者株式の数に、①上限の定めがなく、かつ、②本競合取引完了後の対象者の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限ります。）。
- (e) 対象者は、本公開買付契約締結後、スクイーズアウト完了日までの間、公開買付者以外の第三者から本競合取引の提案等を受けた場合には、取締役の善管注意義務に明確に違反する場合を除き、その提案等の詳細を公開買付者に通知し、当該提案等への対応について公開買付者との間で誠実に協議すること。

また、本公開買付契約においては、上記のほか、公開買付者及び対象者による表明保証事項（注1）、対象者のその他の義務（注2）、解除・終了事由（注3）が定められています。なお、公開買付者は表明保証保険に加入し、対象者による表明保証違反による損害については、かかる違反が詐欺的である場合を除き、当該表明保証保険による保険会社への請求のみができる旨が定められています。

- （注1）本公開買付契約において、対象者は、大要、対象者グループについて、①適法かつ有効な設立及び存続並びに事業に必要な権限及び権能、②本公開買付契約の有効な締結及び手続の履践、③本公開買付契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産申立原因等の不存在、⑥反社会的勢力との取引の不存在、⑦未公表の重要事実の不存在、⑧対象者株式及び子会社株式に関する事項、⑨財務情報の正確性、⑩事業に必要な資産、重要な契約等の保有、⑪事業に必要な許認可等の取得、⑫労働法令、環境法令、その他適用される法令等の遵守、⑬訴訟の不存在、⑭税務申告等に関する事項、⑮本取引に関連して開示した情報の正確性等について、表明及び保証を行っております。また、本公開買付契約において、公開買付者は、大要、①適法かつ有効な設立及び存続並びに事業に必要な権限及び権能、②本公開買付契約の有効な締結及び手続の履践、③本公開買付契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産申立原因等の不存在、⑥反社会的勢力との取引の不存在、⑦本公開買付けの買付代金の確保について、表明及び保証を行っております。
- （注2）本公開買付契約において、対象者は、上記の義務のほか、大要、①本公開買付け成立後の本スクイーズアウトへの協力義務、②本取引完了までの期間における通常の業務の範囲での事業の実施義務、③自己の表明保証違反、義務違反又は本前提条件の不充足が合理的に認識された場合の通知義務を負担しています。
- （注3）本公開買付契約において、①相手方当事者（公開買付者にとっては対象者を、対象者にとっては公開買付者を指します。）につき、(a)本公開買付契約に基づく義務の重大な違反がある場合、又は(b)表明保証事項の重大な違反がある場合、②自らに帰責性があるときを除き、本公開買付けが2025年12月31日までに開始されない場合等が解除事由として規定されています。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名称	東京コスモス電機株式会社	
② 所在地	神奈川県座間市相武台二丁目12番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩崎 美樹	
④ 事業内容	可変抵抗器・車載用電装部品などの製造販売	
⑤ 資本金	1,277百万円(2025年3月31日現在)	
⑥ 設立年月日	1947年4月16日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024年9月30日現在) (注)	成成株式会社	12.76%
	コスモス取引先持株会	7.16%
	GLOBAL ESG STRATEGY2 (常任代理人 立花証券株式会社)	5.83%
	GLOBAL ESG STRATEGY (常任代理人 立花証券株式会社)	4.18%
	GLOBAL ESG STRATEGY (常任代理人フィリップ証券株式会社)	3.66%
	セコム損害保険株式会社	3.52%
	株式会社岡三証券グループ	2.95%
	立花証券株式会社	2.36%
	秋元 利規	1.70%
	Global ESG Strategy2 (常任代理人フィリップ証券株式会社)	1.60%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	対象者は公開買付者の完全親会社である Bourns 社から、23 百万円 (2022 年事業年度)、4 百万円 (2023 年事業年度)、11 百万円 (2024 年事業年度) の可変抵抗器を購入し、対象者の日本国内の顧客に販売しております。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2024年9月30日現在)」は、対象者が2024年11月14日に提出した第68期中半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)の「大株主の状況」より引用しております。

### (2) 日程等

本日現在、公開買付者は、2025年6月30日(予定)に本公開買付けを開始することを予定しておりますが、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更となった場合も、速やかにお知らせいたします。

なお、公開買付期間は30営業日とする予定です。

### (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金8,075円

但し、本公開買付価格は、本配当議案に係る剰余金の配当を除き、対象者が本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得を行わないことを前提としております。対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(但し、本配当議案に係る剰余金の配当を除きます。)若しくは取得日とする自己株式の取得を行うことを決定した場合、又は上記配当若しくは上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合(本定時株主総会において対象者の株主から本配当議案の修正動議が提出され、当該修正動議が承認可決された場合を含みます。)には、当該配当における1株当たりの配当額又は当該自己株式の取得の対価の総額を対象者の発行済株式総数(但し、対象者が所有する自己株式数を除きます。)で除した金額を本公開買付価格から控除します(注1)。なお、上記の事由に基づいて本公開買付価格の修正を行う必要がある場合、公開買付者は、本公開買付けの開始時点までに当該修正を行います。本公開買付価格の修正を行った場合には、速やかにお知らせいたします。

(注1) 对本定時株主総会において対象者の株主から本配当議案の修正動議が提出され、当該修正動議が承認可決された場合、当該修正動議に係る1株当たりの配当額が本予定配当額を超過した金額を本公開買付価格から控除します。

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、経営及び事業運営の計画、対象者の直近の業績、対象者に対するデュー・ディリジェンスにおける発見事項（補完関係のあるポテンシオメータ及び角度センサー製品によるシナジー創出の可能性を含みます。）、対象者株式の市場株価の動向、経済情勢、対象者の取締役会及び特別委員会による本公開買付けへの賛同の可否等を考慮いたしました。

なお、公開買付者らは、上記の諸要素を総合的に考慮し、価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしていません

本公開買付価格（8,075）円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年6月9日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値6,540円に対して23.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純純平均値6,516円に対して23.93%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純純平均値6,227円に対して29.68%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純純平均値6,009円に対して34.38%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

##### ② 算定の経緯

公開買付者は、2025年1月1日から2025年5月上旬までに実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスを通じて、対象者に関する分析及び評価を進めました。そして、対象者の過去の実績、現在の市場ダイナミクス及び将来における市場予測、対象者が有する製品及び顧客のポートフォリオ、並びに公開買付者の経験及び専門的知見に基づき、それらの製品及び顧客基盤の規模を拡大する能力等により達成可能性が最も高いと見込まれる将来の業績を詳細に分析した上で、本公開買付価格を決定いたしました。本公開買付価格の算定においては、類似企業の市場株価評価に加えて、DCF法を算定手法として用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

公開買付者は、対象者から提示された2025年度から2029年度までの損益計算書及び予測キャッシュ・フローに加え、設備投資計画を用いて、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者の株式価値を算定するDCF法に基づく分析を行いました。なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合の対象者の将来的な状況を考慮しDCF法を修正しました。例えば、対象者が公開会社から非公開会社へと移行した場合の運営費ベースでの損益計算書の調整に加えて、非公開化の下での運営方法に関する会計上の追加調整などを行いました。さらに、公開買付者は、DCF法において、将来の市場成長、対象者の既存製品及び既存顧客の強み、予測期間における成長を取り込む能力等に関する公開買付者独自の知見に基づく調整を織り込んでおります。加えて、対象者の過去の実績や、現在の事業運営に必要な組織設計、市場環境、製品ポートフォリオ及び継続的な投資とキャッシュ・コンバージョンの水準も総合的に勘案しました。

また、公開買付者は、対象者の株式価値の算定に当たっては、対象者の株式価値の経時的な推移を考慮し、特に、直近の短期的な株価上昇について、経営成績の明白な変化に相応するものではないと考えられること、また、直近の株価上昇により、実質的に従来の評価手法に基づく株式価値に対してプレミアムが生じていることを考慮しました。

これらの要因を総合的に勘案した結果、公開買付者は、本公開買付価格（1株当たり8,075円）は、対象者の株主の皆様にとって十分かつ公正な価格であり、かつ、直近の市場価格に対して上記「①算定の基礎」記載のプレミアムを付した、過去最高水準の利益を享受できるものと判断いたしました。

##### ③ 算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの株式価値算定書及び公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していませんので、該当事項はありません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
--------	-------	----------	----------

普通株式	1,351,672 (株)	894,500 (株)	— (株)
合計	1,351,672 (株)	894,500 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (894,500 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (894,500 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数である 1,351,672 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者 2025 年 3 月期決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (1,581,250 株) から、同日現在対象者が所有する自己株式数 (229,578 株) を控除した株式数 (1,351,672 株) になります。

(注5) 上記「買付予定数」及び「買付予定数の下限」の各数値は、本日現在、対象者に確認した情報に依拠する暫定的な数値であり、本日以降における対象者が所有する自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数の下限」を決定する予定です。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	13,516 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,340 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付予定数 (1,351,672 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者 2025 年 3 月期決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (1,581,250 株) から、同日現在対象者が所有する自己株式数 (229,578 株) を控除した 1,351,672 株 (以下「本基準株式数」といいます。) に係る議決権の数 (13,516 個) を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 (予定)

10,914,751,400 円

(注1) 上記「買付代金」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付予定数 (1,351,672 株) に本公開買付け価格 (1 株当たり 8,075 円) (注2) を乗じた金額を記載しております。よって、本日以降の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。

(注2) 本公開買付け価格は、本配当議案に係る剰余金の配当を除き、対象者が本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得を行わないことを前提としております。対象者の業

務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（但し、本配当議案に係る剰余金の配当を除きます。）若しくは取得日とする自己株式の取得を行うことを決定した場合、又は上記配当若しくは上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合（本定時株主総会において対象者の株主から本配当議案の修正動議が提出され、当該修正動議が承認可決された場合を含みます。）には、当該配当における1株当たりの配当額又は当該自己株式の取得の対価の総額を対象者の発行済株式総数（但し、対象者が所有する自己株式数を除きます。）で除した金額を本公開買付価格から控除します。なお、上記の事由に基づいて本公開買付価格の修正を行う必要がある場合、公開買付者は、本公開買付けの開始時点までに当該修正を行います。本公開買付価格の修正を行った場合には、速やかにお知らせいたします。

（注3）本定時株主総会において対象者の株主から本配当議案の修正動議が提出され、当該修正動議が承認可決された場合、当該修正動議に係る1株当たりの配当額が本予定配当額を超過した金額を本公開買付価格から控除します。

#### （8）その他買付け等の条件及び方法

##### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（894,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（894,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### ② その他買付け等の条件及び方法

「決済の方法」、「公開買付開始公告日」及び「その他買付け等の条件及び方法」については、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、公開買付代理人は、SMBC日興証券株式会社を起用する予定です。

##### ③ その他

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。
- ・ 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、本公開買付けの一部の当事者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に

関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

- ・ 公開買付者、対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なった財務アドバイザー、対象者又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。
- ・ 会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- ・ 国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

### 3. 本公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### ① 本公開買付けへの賛同表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

##### ② 本公開買付契約

上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」をご参照ください。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

##### ① 「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年5月12日付で対象者2025年3月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者2025年3月期決算短信の概要は、以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については当該公表をご参照ください。

(i) 損益の状況 (連結)

決算年月	2025年3月期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売上高	10,506百万円
売上原価	7,584百万円
販売費及び一般管理費	1,882百万円
営業外収益	53百万円
営業外費用	65百万円
当期純利益 (当期純損失)	709百万円

(ii) 1株当たりの状況 (連結)

決算年月	2025年3月期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり当期純利益	524.71円
1株当たり配当額	175円
1株当たり純資産額	5,604.56円

以 上